

平成20年第6回防府市議会定例会会議録（その2）

平成20年12月16日（火曜日）

議事日程

平成20年12月16日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（27名）

1 番	安 藤 二 郎 君	2 番	斉 藤 旭 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	河 杉 憲 二 君
5 番	山 根 祐 二 君	6 番	土 井 章 君
7 番	松 村 学 君	8 番	大 田 雄 二 郎 君
9 番	木 村 一 彦 君	10 番	横 田 和 雄 君
11 番	田 中 敏 靖 君	12 番	山 本 久 江 君
13 番	田 中 健 次 君	14 番	佐 鹿 博 敏 君
15 番	弘 中 正 俊 君	16 番	高 砂 朋 子 君
17 番	今 津 誠 一 君	18 番	青 木 明 夫 君
19 番	重 川 恭 年 君	20 番	伊 藤 央 君
21 番	原 田 洋 介 君	22 番	三 原 昭 治 君
23 番	藤 本 和 久 君	24 番	久 保 玄 爾 君
25 番	山 下 和 明 君	26 番	中 司 実 君
27 番	行 重 延 昭 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	恵藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 吉村和幸君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。5番、山根議員、6番、土井議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

早速、これより質問に入ります。最初は21番、原田議員。

〔21番 原田 洋介君 登壇〕

21番（原田 洋介君） おはようございます。会派息吹の原田洋介でございます。約1年ぶりの一般質問になりますので、大変緊張しております。

それでは、質問のほうに入らせていただきますが、ちょうど1カ月前になります。

私は市民の皆さんから御負託をいただき、再度、この壇上に立たせていただくことになりました。これからの防府の現状、そして未来をしっかりと見据え、市民の皆さんが、そして時代が要求するニーズにしっかりと対応できるよう、努力、精進してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、その市議会議員選挙が終わった直後、マツダが防府工場で働く派遣社員約800人のうち、12月末で期限の切れる約500人の契約を更新しない方針を明らかにいたしました。これは、防府市経済に激震を与える衝撃的なニュースでございました。また、先週の12日には、来年1月末までに派遣社員など約200人を追加削減するという発表もございました。これで、非正規従業員約800人のうち、約700人が契約を打ち切られることとなります。防府市内には、このマツダに関連する下請けの企業などもたくさんございます。今回の一件が、防府市経済に与える影響というものははかり知ることができません。

そこでお尋ねをいたします。

まず1点目は、マツダ防府工場で700名と言われておりますが、その他関連企業等を含め、どれくらいの契約社員が職を失うことになるのでしょうか。

2点目、そういった方々に対し、市の相談の窓口など支援体制はどのようになっているのでしょうか。

3点目といたしまして、マツダの減産によって税収など、市財政への影響はどのくらいを見込まれているのでしょうか、教えていただければと思います。

続いて、大きな2点目として、新規就農についてお伺いをいたします。

増え続ける海外からの輸入農作物、しかし、輸入された農作物からは高い濃度の残留農薬が見つかるケースなどが最近増えております。そういった背景から、改めて国産の農作物の安全性が見直されているところであります。しかし、今、この日本国の農業の現状を見ますと、生産の中心を担っているのは60歳以上の高齢者の方がほとんどで、これから10年後、20年後には一体どのようになってしまうのか不安になってまいります。

本市の農業のこれからを考えるに、本市農業を発展し続けるためには、意欲あふれる若い担い手による積極的な取り組みが必要不可欠だと考えております。農業の後継者が不足している昨今、若く意欲を持った新規就農者を確保していかなければならないと考えますが、市としてこうした農業者の育成、確保についてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

大きな3点目といたしまして、市花木センターの今後についてお伺いをいたします。

防府市花木センターは、公共施設などに植えるための樹木の生産や育成、サルビア、

パンジーなどの花の苗の育苗施設として、市の緑化推進のために寄与してきております。これまでは、公園緑地協会が管理運営を行っていましたが、市の行政改革の一環で同協会が廃止され、現在の業務は公営施設管理公社へ移管され、業務自体も縮小傾向にあります。

花木センターは、約2ヘクタールの広大な土地を有しておりますが、現在のところ、街区公園の東側の地域は空き地になっているような状態です。この地域は、第一種低層住宅専用地域にあり、付近の住民の方々からも、これからどうなっていくのかという声をたくさん聞くことがあります。

そこでこの花木センターをこれからどのようにしていくのか、お伺いしたいと存じます。

最後、4点目でございますが、校庭の芝生化について質問をさせていただきます。

この項目につきましては、平成18年3月議会において質問をさせていただきました。そのときにも申しましたが、芝生化で得ることのできるメリットは、緑化の推進、気温上昇の抑制、外で遊ぶ子どもの増加、安全性の向上、緑を見ることによる子どもの精神面へのプラス効果、自然・環境学習への効果、砂ぼこりの抑制などなど、数えれば切りがないほど出てまいります。

前回、この平成18年に質問させていただいたときには、教育長から「児童にもたらす効果と、維持管理双方を考察しながら、今後とも検討してまいりたいというふうに考えております」という御答弁をいただきました。

そこで、これまで2年半の間、どのような検討がなされてきたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上で、壇上よりの質問を終わります。明快なる御答弁、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 世界的な金融危機に端を発した経済の急激な減速や円高による影響で、国際的に経済情勢が悪化してきております。

このような状況の中、マツダ防府工場では、今期の生産台数を下方修正されるとともに、これに伴う大規模な雇用調整を行う方針である旨、お伺いしております。その内容は、非常に厳しいものであり、今回のマツダ防府工場の人員削減は、本市の中核をなす企業で関連企業も多いことから、地域の雇用への影響はもちろんのこと、個人消費の悪化など、地域経済、地域社会に与える影響は多大なものがあると強く懸念をいたしているところでございます。この緊急事態に対応するため、市といたしましては、昨日、緊急部長会議を

開きまして、防府市マツダ関連対策本部を設置したところでございます。

まず1点目のマツダ防府工場及びその他関連企業等も含め、どれくらいの派遣社員が職を失うことになるのかとの御質問にお答えをいたします。

市内には、マツダ防府工場の関連会社の主なものだけでも十数社あり、それに納品している地元企業などが数十社以上あると思われまます。その多くの関連企業の方々がそれぞれの事情や生産状況等に応じて、派遣元事業所と契約しておられるのが実情であるため、みずからの先行きが不透明な現在、雇用調整の時期及び人数等について、慎重に対応しておられることと推察しております。

このような中、本市において雇用調整の詳細な時期や人数等を把握することは、非常に難しいというのが現状でございます。

次に2点目の企業、派遣元事業所等から離職を余儀なくされる方々に対する市の支援体制についての御質問でございますが、市といたしましては、先ほど申し上げました防府市マツダ関連対策本部で、一つとしては、市の総合窓口を市政なんでも相談課とし、関係各課と連携し、一元的に対応する。

二つ目としまして、とりあえず市営住宅数戸の提供ができるよう検討に入ったところでございます。これらのことなどをとりあえず決定いたしまして、今後も引き続き、離職者や関連企業への支援対応にも、後手に回ることのないように早急に取り組むことといたしております。

また、防府公共職業安定所及び県等が、12月15日から25日までの5日間に、マツダ防府工場で開催される「アシストハローワーク」と称される出張相談に、市からも職員が出向きまして、生活関連の御相談をお受けすることとしております。

さらに来年1月から、週2回程度、防府公共職業安定所による出張相談や県によるキャリアカウンセリングコーナーを市役所内に設置しまして、求職活動の方法、労働市場や求人情報の提供、雇用保険制度の説明及び生活関連相談等に対応することといたしております。

今回の景気後退に伴う雇用情勢の悪化は全国的なレベルの問題でありまして、国策としての景気・雇用対策が必要ではあります。市といたしましても引き続き山口労働局、県、防府公共職業安定所、商工会議所等の関係機関とも連携をとりながら、再就職支援策や生活相談などに適宜即応してまいり所存でございます。

最後に3点目のマツダの減産による市への税収等の影響についての御質問でございますが、平成20年度当初予算では市税総額が約185億円で、市内企業の収益に応じて課税する法人市民税は、約24億円を計上いたしております。そのうち、マツダ及び関連企

業の法人市民税は、約4割の約10億円を占めております。

先日の報道発表にありましたように、マツダでは生産台数を下方修正されておりました、減収減益となることは予想されますが、その法人市民税がどの程度減額になるのか具体的にお示しすることは、現時点では難しいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

残余の御質問につきましては、各担当部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） 今回のこの世界的な金融不安からの不況というものは、いろいろ言われておりますが、100年に一度くらいの本当に大きなものだというふうに言われております。本当にその影響は大変深刻でございまして、ことし1年間の上場企業の倒産は戦後最悪の31社、大学卒の内定取消者というような問題もいろいろと騒がれております。

マツダの今回11月の発表を皮切りにいろいろな企業の、そういった非正規雇用者の契約解除というものがいろいろと、次々と明るみに出まして、恐らく来年3月までに、国内で3万人規模の派遣労働者が解雇される見通しだというふうなことも言われております。やはりこういったものというのは、これまで輸出を中心に頼ってきた製造業中心の、我が日本国の今後の経済にも大きな影響を与えることは必至だというふうに思っております。

今、御答弁の中でも関連企業を含めて、離職をされる方の人数はちょっと把握できないということをおっしゃられましたけれども、マツダ本体で700名と言われますから、恐らく1,000人を超える規模の方々がそういった契約打ち切りの状況にあるのではないかなというふうに推察をしておるところでございしますが、本当、今から4年前になりますか、ちょうどカネボウさんがいろいろとまあ、経営破綻に追い込まれて、それこそカネボウで働いていらっしゃる方々の今後の対応というものを市のほうで対策本部を設置されて、迅速な対応をされておりました。そのときは、ある程度、カネボウの後の受け皿の会社というものがございましたので、完全とはいきませんが、ある程度の雇用などの確保はできたというふうに思っております。

今回も同規模の人数の方、正規職員ではなく非正規職員の方々ではございますが、そのためにぜひ対策本部をとということ、この質問を通告させていただいたときには言わせていただこうと思っておったのですが、昨日、庁内にその対策本部が設置をされたということで、この点に関しましては、ぜひ今後ともしっかりと対応していただけるようにということで要望させていただきたいというふうに思います。

それからカネボウのときでも、結構、市長さんみずから、カネボウの本社のほうに乗り

込んでいかれたというか、カネボウの本社のほうにも行かれて、いろいろとお願いというか、今後の対応についていろいろ協議をされたということも聞いております。ぜひ、今回もこの防府にとっては大変大きな、本当に今、防府市の経済を引っ張っていているのはマツダさんと言っても過言ではないというふうに思っておりますので、ぜひ、市長さんみずから、防府工場はもちろんのこと広島の本社のほうにも、市長さん、ぜひ出向かれて、私どもも本当に行きたいのですけれども、私なんかが行っても恐らく門前払いをされると思いますので、ぜひ市長さんのほうで、ぜひ足を運んでいただきたいというふうに思っておりますが、そのあたりで何か意気込みというか、市長さんのお考えがございましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今回のマツダさんの雇用調整並びに生産調整は大変重大なことだと、実は思っているわけでございます。週末に発表されました追加200名と、それからさらに生産調整、夜間の生産を中止するということは、いわゆる正規の労働者の方々には、ワークシェアリングが求められるというような形になるわけで、実は週末、大変重い気持ちの中で昨日を迎えまして、あのような形でとりあえず対応に努めたわけでございます。

この対策本部では、したがいまして、まだまだ多くのメニューがそろっておりません。メニューといいますか、相談に来られた方にどのように迅速にお答えできるかというようなものも、今、作成中でありまして、来られた方々にはわかりやすく、市が対応可能なあらゆる事柄をわかりやすく記載した冊子を早急に、もう近々にでき上がると思っておりますけれども、それらをお渡ししながら、同時にマツダさんの、あるいは関連企業さんのいろいろな対応に即応していけるように、まあいわば、走りながら考えるというような形の部分もある面あるわけでございますが、迅速に対応していきたいと、このように思っております。

それから、マツダさんに対しましては、折々に御激励申し上げ、また、いろいろなことをお尋ねもさせていただいているところでございますが、実は、毎年私は、年始めにマツダさん並びにいろいろな企業の本社を、ごあいさつに上がっておりまして、1月の7日にアポイントをちょうだいいたしておりますので、その折に防府市の取り組み状況など御説明しながら、ともに考えていける雰囲気づくりと申しますか、そのようなお願いも、当然、いたしてまいりたいと、市民に与える影響が少しでも軽減されるようお願いをしてまいりたいと、このように感じているところでございます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。防府市全体の危機と言っても過言で

はないような、今回の事件というか、ニュースだと思います。ぜひ、いろいろな、いらっしゃる方々にできるだけの対応をお願いしたいというふうに思っております。

きのうですか、今、本当に製造業いろいろなところでこういった状況が生まれておりますが、大分市のほうでは、何か派遣で契約解除をされた方々を市のほうで臨時職員として採用されるというような発表をされていまして。それはまあ、恐らくそんなに大量の方々というのはなかなか難しいとは思いますが、ぜひそういったことも考えて、相談窓口等も業務を推進していただきたいというふうに思います。

それから、税収の話なんですけれども、今、実際にどれくらいの影響が出るのかと、数字は把握できないということをおっしゃられました。まあ恐らく、これが本格化してくるのは、来年度、その次以降になってくるだろうと思います。

そして、今、答弁の中にもありましたけれども、いろいろお聞きしますと、夜間操業を停止されて従業員の方々もワークシェアリングで、1日行ったら1日休みとかいうような、これから勤務形態になってくるということもいろいろお聞きをしております。それに影響して、やはり給料というか賃金のほうも通常の7割ぐらいになってしまうというような状況もあるようでございます。

もちろん、それは直接個人の市民税等にも影響してくると思いますけれども、それは恐らく、例えば、コンビニエンスストアに行って買い物をしたりとか、若い方々が夜どこか御飯を食べに行ったり、飲みに行ったりということも、恐らくちょっとずつ減ってくるような感じになってくると思います。そういったことが、やはりこの防府市の経済全体をこう、どう言うのですかね、鈍化させていくというか、規模を縮小させていくというか、経済の状況をどんどん、どんどん悪くしていくように思います。何とかこのマツダさんにはもっともっと元気になっていただきたいというふうに思っていますし、市としてもそのためにしっかり対応していただきたいというふうに思っておりますので、本当にできることは限られていると思いますけれども、ぜひ、市民一丸となって、何とかこの不況打開に向けて頑張っていきたいというふうに思いますので、ぜひ市長さんにはリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。

以上で、この項の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は新規就農について、産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 新規就農についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり全国的に農業生産の担い手が減少し、高齢化が進展する中、本市においても農家人口及び主として農業に従事している基幹的農業従事者数等は減少しております。ちなみに農林業センサスによりますと、本市の農家人口は平成7年、1995年で

すが、1万5,698人に対し、平成17年、2005年ですが、9,295人と、約6,400人減少し、同じく基幹的農業従事者は2,298人から1,343人に約950人減少しております。このような状況の中、本市においても認定農業者の確保、集落営農の組織化、法人化等を推進し、経営規模の拡大による効率的、安定的な担い手農家を育成してまいりました。

これらの取り組みの結果、認定農業者につきましては、現在、113名の方が農業経営改善計画を作成し、経営基盤の強化に取り組んでおられますが、このうち、大道、西浦両地区に合計で84名の方がおられます。

また、集落営農組織として、特定農業法人は2法人、特定農業団体は1団体ございますが、いずれも今後、担い手不足が見込まれる地域において、それぞれの地域の地権者から農地または農作業を引き受けることにより、集落農地の利用集積と有効利用に努めておられますが、3組織とも大道地区にございます。また、これら担い手への水田面積に占める集積率は約21%となっておりますが、さらに集積率が向上するよう努めているところでございます。

一方、新規就農者につきましても、就農希望の相談受付から就農後の経営安定に至るまで、さまざまな支援を行うことにより円滑な就農を促進し、新たな担い手の確保、育成を図っているところでございます。

具体的な支援策といたしましては、50歳未満の人で、原則として市外からの転入者であること等を条件として、研修ハウスでの実技等の研修に月額15万円の助成、経営初期に必要な機械器具整備等に要する費用への助成、農地を借りる場合の賃借料の補助等を、県及びやまぐち農林振興公社等とも連携して行っております。

なお、本市における新規就農者の実績ですが、平成10年以降、新規に市内に就農されている方は11人おられます。いわゆるUJIターンの正確な分類はしておりませんが、うち5名が市外からの就農者です。

新規就農者の確保につきましては、ただいま御説明いたしましたような施策を通じ、また、関係機関との連携を密にし、今後とも積極的に取り組んでまいります。また、本市の農業をこれ以上衰退させることはできないため、今後の農業経営についての調査等を行い、まずは現状把握に努め、これからの対策に活かしていきたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。新規就農でございますが、ここ10年で11名の方がいらっしゃるということでございますが、お伺いしたいのですが、ここ

最近で、防府市に新規就農で来てみたいというような、そういった問い合わせというのがどれくらいあったのかというか、そういった数を、もし把握していれば教えていただきたいなというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 最近の新規就農についての相談問い合わせというお問い合わせでございますが、市の窓口、または山口農林事務所での御相談は、平成17年以降、5件相談をいただいております。そのほかにも電話等の問い合わせも、何件かお受けいたしております。具体的な数値は、今、手元に持ってありません。

以上です。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。今、平成17年以降5件で、具体的な数字は把握しておらないということだったんですが、私も新規就農でこちらのほうにいらっしゃった方とかにいろいろとお話を聞くと、防府市は非常に環境には恵まれていると。それで、いろんな方、成功されている方もいらっしゃいますので、全国のそういったセミナーといいますか、新規就農者のそういったセミナーに、成功事例というか、成功者としていろいろなお話をされるそうでございますが、なかなか防府市は、あまり積極的ではないというような、どうしても印象があるようでございます。結構、相談に来られて、市の窓口に行ってみたけれども、まあちょっと、なかなか快い返事をいただけなかったというようなことも、実際にお聞きをしております。現状なんですけども、先ほど御答弁の中で研修ハウスというお話が出てまいりましたが、今、右田のほうに研修ハウスがございしますが、ここ最近、ちょっとあそこの前を通ってみても、研修ハウスなのかなというような状況になっておりますが、ここ5年ぐらいの状況といいますか、どのくらい使われているのかというようなことをもし把握していればよかったら、教えていただきたいといます。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 研修ハウスの利用状況はどうかというお問い合わせでございます。

過去5年間の研修ハウスの利用状況についてでございますが、研修ハウスは同一期間に最大3人の研修が可能でございます。5年間ということですが、平成15年の4月から同年9月までがお二人、15年の10月から翌年16年の3月までが1人、平成15年4月から17年の3月の間が2人 これ、2年間ですが、それから、17年の4月から平成18年12月の間に1名の方が研修に利用されておられます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。ということは、平成18年の12月までということは、今まで2年間、結局何も使われていないということだろうと思います。

ここは、恐らく平成9年に国の補助をいただいてつくった施設だというふうに思いますけれども、国の補助をいただいた施設で、恐らく農水省の方が実際にあそこを見られたら、まあちょっと、こんな使っていないのだったら補助金返せよみたいなことになってしまうかもしれませんので、何かまあ、それこそ何か有効的な利用というものができないのかなというふうに考えております。

先ほど申しましたが、新規就農の方々に来ていただくと、お聞きすると、やはり防府市というのは非常に環境がいい、県内一の平野を持ってありますし、いろいろな果樹栽培、ハウスの、例えばイチゴだとか、そういったものをつくるのには非常に適している地域だというふうにお聞きをしております。

それでいろいろ頑張っていらっしゃる新規就農の方々によると、この周辺だけではなく、本当に関東とか、大阪のほうとか、そういったところにもいろんなブランドの品種をつくって、いろいろと出荷をしていらっしゃいます。そういった仲間がもっと増えれば、どんどん、どんどん防府も産地化して、農業者もどんどん、どんどん増えてきて、それこそもうかる農業の地域になっていく可能性があるということを皆さんおっしゃっていらっしゃいます。

これから、この新規就農の要件は50歳以下というふうになってきておりますが、ちょうど、先ほどもありましたが、これから不況になってまいりますけれども、ぜひ防府市も新しく農業にかけてみたいという、そういった若い人たちがたくさんいらっしゃるよう聞いておりますので、ぜひ、門戸を積極的に広げていただいて、この防府市の地形を活かした、どんどん、どんどん、外に打って出る防府市を、新規就農という切り口からどんどん切り開いていっていただきたいというふうに思います。

これは要望とさせていただきます、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次に、防府市花木センターについて、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、防府市花木センターの今後についてどのように考えているかということでございますが、御承知のとおり、花木センターの面積は約2万平方メートルであり、東圃場約1万5,000平方メートルは公共施設などへの樹木提供を行うために樹木の育成圃場として設けております。また、西圃場は約5,000平方メートルであり、パンジーやサルビアなどの花苗を育成し、小・中学校、自治会、地域子ども会などの花壇登録団体へ配布しております。

しかしながら、東圃場で育成しておりました樹木につきましては、公共施設などへの樹木提供は一通り行き渡ったことや近年の市場での樹木価格が低下していることなどから、現在ではその役目は終わったものと考えております。このことから、東圃場の今後の利活用につきましては売却も視野に入れ、その方向性を検討してまいりたいと存じます。

また、西圃場につきましては、引き続き花苗を育成し、花壇登録団体へ配布してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。いろいろ花木センターの業務自体、私は、大変市の緑化にこれまでも貢献してこられて、今後もぜひ、そういった花の苗とかつくれるものなら、どんどんやっていっていただきたいなというふうな考えは、個人的には持っておるんですが、やはり地域というものは、どういうんですかね、住居専用地域でもありますし、すごくいいところで、なぜああいうところに今も花木センターがあるのかなというのは個人的に思っているところでございます。

そんな、ああいう岩畠のすごく環境のいい、すばらしいところであるから花木センターがあるのかもしれないけれども、いろいろなああいった幾らでも、周辺の地域でも、もうちょっと土地の安いところでもできるような気もいたします。

そのあたり、これから東側の地域は、今後売却を視野にということですが、ちょっと話は矛盾するかもしれないのですが、やっぱりこう、すごくいいところだからこそ、もっと何か有効的に使っていただきたいなというのをすごく思っているところでございます。

ちょうどあのところには、西側の花木センターの、今、育苗のある南側にはちょうど街区公園もありますし、そのあたりこう、どういうんですかね、すごくまあ、地域の方々の憩える施設というか、そういった地域でもございますので、ぜひ、今後、売却等視野に入れて考えていくということでございますので、ぜひ、地元の方々としっかり協議をしていただきたいというふうに思っております。

いろいろな、付近ではあそこに何か全部売られて、やはず園も全部売却されましたので、あのあたりにまた家が建つんだとかいう話もいろいろうわさもたっておりますし、またあそこには、何か市の施設ができるんだとかいう、そういう話もありますし、そういったことを思っていらっしゃる付近の住民の方もいらっしゃいますので、ぜひ、今後どのようにするのかということは、しっかり地元の方々の御意見も拝聴して、しっかりと考えていただきたいというふうに思っておりますので、これも、きょう要望とさせていただきたいと

思います。

この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は校庭の芝生化について。教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 校庭の芝生化について、平成18年3月議会での一般質問以降、どのような検討が進められてきたかとの御質問にお答えいたします。

平成18年3月議会において、本市では平成15年度に社団法人山口県造園建設業協会から校庭の芝生化を試験的に実施してはどうかとの御提案をいただき、牟礼南小学校において、ランチルームへの砂ぼこり防止対策のために、ランチルーム東側の中庭を芝生化いたしました。

その芝生化の効果として、芝生の表面はやわらかく、草のにおいや草いきれも感じられ、自然の感触をもたらすこと、また、子どもたちの校庭での活動を活発にさせ、児童の体力向上につながることで、さらには児童にとって、芝生が成長することで植物の世界や自然のありさまに少しでも関心を持つなど、自然教育の場となっていることなどを牟礼南小学校から聞いております。

一方、課題といたしまして、除草、施肥、芝刈り、散水などの維持管理にかなりの手間と経費が必要となるため、小学校の校庭の芝生化につきましては、今後とも検討してまいりたいと考えていますとの答弁をさせていただいたところでございます。

なお、校庭の芝生化につきましては、牟礼南小学校のほか、平成16年度に小野小学校でPTAが主体となって、教室への照り返し防止対策として、中庭と教室の前の約700平方メートルの芝生化を行っております。

その後、市民の方からも校庭の芝生化についての御提案がございましたが、さきに答弁いたしましたとおり、維持管理面での課題もあり、また学校からの要望も特になく、その後の経緯を注視してきたところでございます。

近年、芝生化は地球環境保全の観点からも注目されており、先日も低コストで環境にやさしい、鳥取方式の芝生化についてテレビで紹介がありました。この鳥取方式の芝生化は、ポット苗を移植する方式のため、芝の植栽が安価で、特別な土壌改良を必要としないため、低コストで芝生化を行うことができること、また芝刈りと施肥のみの維持管理を行う方式であるため、年間維持管理費も1平方メートル当たり100円以内とのことでございました。

この鳥取方式であれば、芝生化を行うための課題として、先ほど挙げておりました維持管理面での経費及び手間についての負担の軽減等につながると思われまますので、学校の協力などの条件が整えば、モデルケースとして低学年の運動広場としての芝生化も考えら

れます。

校庭の芝生化につきましては、学校教育上の効果はもちろんのこと、地球温暖化防止対策の一つとしても大きな効果が得られると考えますので、学校をはじめグラウンドを利用されている野球などのスポーツ少年団や地域の各種団体の方々の御意見もいただきながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。いろいろと検討、研究をしていただいていたようでございます。私も、これまで10年ほどここでいろいろ一般質問をさせていただいておまして、検討をするという答弁を受けたときは、大体やらない、前向きに検討しますという答弁のときは、ちょっとだけ考えるけど、まあやらないというのが執行部の皆さんの答弁かなというふうに思っておりましたので、今回、あえてこうやって聞かせていただいたわけでございますけれども、今後とも研究を続けていくということございまして、研究を続けて前向きにやるというふうな感じにしていいただければなというふうに思っております。

それで今回、またこれを取り上げさせていただいたのは、ちょっと先ごろ、これは先月になるんですけれども、サッカーくじ、totoというのがありますけれども、それを運営している日本スポーツ振興センターというところがあるんですが、この日本スポーツ振興センターが公立学校の芝生化に対していろいろと助成をしていく方針を発表したというニュースがありました。

これまで文部科学省が 前回、質問させていただいたときにも御紹介をさせていただいたんですが、文部科学省がその費用の3分の1を補助するという制度があったんですが、いろいろと財政的な問題等もありまして、なかなかそれが全国4万3,000校の公立学校のうち、その補助を利用した学校は360校程度にとどまっていたそうでございます。

それで今回、この日本スポーツ振興センターが補助することに決めたというのは、ちょっと新聞の記事がありますので読ませさせていただきますが、「地域住民のスポーツ活動に開放することが条件で、天然芝を新たに敷く場合は費用の80%、張りかえや人工芝化は75パーセントを上限に補助する」ということございまして、これまでの文部科学省の補助よりも、80%の補助ということでかなりいい補助率のものでございます。

それで、これをこの振興センターでは、11月26日から来月の1月9日まで助成を希望する自治体などを募集して、審査した上で3月に交付数を内定するというニュースでしたので、これはもう、この12月で言わせていただかなければ間に合わないなということ

で、今回取り上げさせていただいたわけでございます。

芝生化するメリットというのは、前回もずっと説明させていただきまし、今、御答弁にもいろいろございましたけれども、本当にはかり知れないものがございます。18年のときにいろいろ言わせていただいたのは、やっぱりスポーツの振興という意味でも、ぜひ、この芝生化を取り上げていただきたいと。防府市では高川学園サッカー部という、ちょっと今回残念ながら、全国大会に出場することはできませんでしたが、そういう強豪校がありますが、やはり小さいころから芝生でプレーをすることが世界につながるプレーヤーを生ませることになるそうです。

私、ちょっとサッカーは、草サッカー程度しかやらないんで詳しくはわからないのですが、やはりボールをけるのでも芝生の上と土の上では違うし、ゴールキーパーに関してはもう全然やっぱり違うらしいんですね。やっぱり芝生の上で飛ぶのと土の上で飛ぶのでは完全にもう癖が……、土の上で飛ぶのはすり傷をつくらないようにするんで、何かこう、ゴールキーパーでもやっぱり海外のゴールキーパーとは雲泥の差がついてしまうそうです。

なかなかすぐにはできないことかもしれませんが、やっぱり防府はフットスポーツの盛んなまちでもありますし、そういった点でも防府市の小学校はみんな芝生で、サッカーみんなすごいんぞというような、これも一つの、まちの大きなPRになると思いますので、今後も研究を続けて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

1月9日までには、なかなか結論が出ないと思いますけれども、ぜひ、今後とも引き続き、研修、研究を重ねていただいて、防府市の発展のために、ぜひ、前向きに御検討をいただければというふうに要望を申し上げまして、すみません、ちょっと予定より早くなってしまったのですが、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、21番、原田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、1番、安藤議員。

〔1番 安藤 二郎君 登壇〕

1番（安藤 二郎君） おはようございます。会派息吹第2弾の安藤でございます。先ごろ、みどりの会は解散いたしまして、40歳前の若い2人の息吹に参入をさせていただきました。参入に当たって、私のような年寄りでもいいのかと尋ねますと、「青春とは人生のある期間をいうのではなく心の様相をいうのだ」と言ったサミュエル・ウルマンの「青春の詩」という詩がありますけれども、このことを言ってくれました。そういうこと

で、何とか会派息吹への参入となりましたので、よろしく願いいたします。

さきの9月議会では、市内の排水計画についてたどしました。引き続き、防府市の基本的なまちの姿、格好よく言いますと、「まちのランドデザイン」というようなことになりすけれども、まちの姿について考えてみようと思ひます。防府市民には、この基本的なまちの姿を心の中に共通して描いているでしょうか。市民の全ては共有するものを持ってはなりません。基本的なまちの姿こそ、市民が共有して持つておかななくてはならないものではないかと思ひます。

その1つとして、最初は駅を中心とした中心市街地の姿です。現状を見てみますと、防府から外へ出ていく人たちのために便利なマンション、外から入ってくる人たちのためのホテル、こんなもので埋め尽くされてまいりました。

中心市街地の役割は、防府市民すべてが共有する空間としなくてはならないし、コミュニティを保つ場であるべきなのであります。計画しようとしているマンション、ホテル、これは市民共有の空間とはなり得ず、そこに住む、あるいは宿る人たちの極めてプライベートな空間です。そして、マンションやホテルを配置するのは、相当程度の公共空間の備わった都市であつて、防府のように相当程度の公共空間の備わっていないまちに、単にマンションやホテルを配置するということは、完全に中心市街地としての機能を失わせてしまうことになりす。中心市街地はあくまでも、防府市民が共有すべき公共空間であり、プライベートな空間であつてはなりません。

私は、中心市街地の公有地売却条件設定の委員会に、民間の知恵を期待して参画してまいりましたが、残念ながらその選定の中には入りませんでした。当該落札した業者は、こうした中心市街地のまちづくりに対する、そうした理念を持ち合わせてはいなかったということになりす。

次は、質問の題材ですが、市街化調整区域と中心市街地周辺部のまち、それぞれのまちの姿についてです。防府北基地東側に広がっている市街化調整区域は、ここ数年のうちに急速に開発が進み、見事な住宅地へとさま変わりをしてまいりました。都市計画における用途地域には適応しないような建築制限を設けたり、開発業者による下水道の配管、これは公共下水道と言えるかどうかわかりませんが、こういうことがあつたり、また、十分な広さの道路、非常に住環境のすぐれた住宅地域となつてまいりました。

アパートの賃料を払えば家が建つ、住環境の悪い中心市街地周辺部に住んではおれないとして、若者たちは住環境のこうしたすぐれた開発地域に移り住んでいきます。少しも人口は増えていないにもかかわらず住宅は増えていく。そして、田んぼは日に日に消えていく。一体、市街化調整区域とは何だったのか。そして、市街化区域とは何だったのか。

これからのまちはどうなる姿になってしまうのだろうか。

さて、一方で住んでおれない中心市街地周辺部のまちはどうなっていくのか。山陽線の南側を例にとれば、お茶屋町、三田尻本町、自力町、堀口通等々、消防車も入ることのできないまち筋が厳然として残っており、そこからは若者が消え、高齢者だけが住んでいるまちとなり、いずれ誰もいないまちになってしまうでしょう。同じ防府市の中で、このようなアンバランスなまちづくりが進められていいのか。誰のためにでもない、防府市民のために明確な理念を持って、市民が共有できるまちづくりに挑戦しなくてはなりません。

今回は市街化調整区域のうち、市街化地域に隣接する航空自衛隊北基地東側に位置する区域に限定して質問をいたします。最初に、これは限定しておりませんが、市街化調整区域を設けたことについての原点について質問いたします。

まず第1に、この区域を設けた時期、あるいは目的、特に防府で設定しなくてはならなかった理由が特にあったかどうかをお尋ねいたします。

2番目に、区域の見直しはこれまで行われてきたかどうか。行われていれば、その地域、理由等について御説明ください。

2番目に、都市計画法の改正と開発の状況について。平成12年にやはり都市計画法の改正が行われております。このとき定められている開発の基準のうち、法第34条第8号は、現在、なお生きているかどうか、その内容について御説明ください。

2番目、平成18年、再び都市計画法が改正されまして、開発許可規定などの内容が変わりました。その辺についての御説明をお願いいたします。また、それによって、開発状況はどのように変わってきたのかについてお尋ねをいたします。

3つ目、当該市街化、当該というのは、今、申しました航空自衛隊北基地東側に位置する市街化調整区域の地域づくりに対する基本的な考え方についてお尋ねをいたします。とても計画的とは思えない、開発業者による開発の現状を目の当たりにしますと、市街化調整区域を解き、道路・公共下水道・排水といった社会資本整備の基本計画も確立し、また、適切な用途地域を指定すると、現状のように住宅建設ばかりでなく、計画的で均衡のとれたまちづくりに向けて取り組むべきだと思いたしますが、どう思われますか。

そこで、お尋ねをいたします。市街化調整区域設定の時期に挙げられていた目的は、というのは最初に質問いたしましたが、これは、まだ依然として生きているのかどうか。また、その目的に照らして現状の姿は満足すべきものであるかどうか、これについて。また、なお市街化調整区域を持続していく意義があると考えられているかどうかについてお尋ねをいたします。

次に、見直しを行い、市街化区域へ編入するための判断要素にはどんなことがあるのか、また、その時期についてお尋ねをいたします。

4番目、都市計画税の用途について。中心市街地の区画整理事業がほぼ完了し、目的税の一つとして考えられる都市計画税の効果的な活用について、新たなまちづくりのために考えておかななくてはなりません。そこで、都市計画税の年間の収納金額と今後の主要な用途並びに平成21年度の用途計画についてお尋ねをいたします。

5番目、中心街周辺部の区画整理事業計画について、こうした計画的まちづくりが進む調整区域の一方で、中心市街地周辺部の空洞化は著しく、良好な都市環境の市街地に変貌した調整区域に比較して、中心市街地周辺部は高齢者のまち、消防車も入れないようなまち並み、あるいは誰もいないようなまちと化してしまいます。こうした現状を踏まえて、ここではどうしても区画整理事業を本格的に導入していくべきではないかと思われそうですが、いかがお考えでしょうか。

6番目、農業振興と市街化とのバランスについて。手を尽くした農業振興の国策もいよいよ手詰まりとなり、地方分権で地方に任すというふうになりそうな気配とはいいいながら、なかなか進まないのが農業振興です。こうしているうちに、農業撤退者と開発業者の利害が一致しまして、農地はどんどん失われております。一度は、市街化調整区域として農地保存の立場にいた当市がこのような現状をどう判断されるのか、お尋ねをいたします。

「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」と、都市計画法第1条にうたわれております。健全な発展と秩序ある整備は自然に任しておいてできるものではなく、人の手を介すよりほかにはありません。懸命な努力を要することと思います。

以上で、壇上よりの質問といたします。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の市街化調整区域を設けたことについての御質問でございますが、まず、その設定の時期と目的は、今から40年前の昭和43年6月に都市計画法の全面改正が行われ、新たな都市計画法の第7条に、「都市計画には、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものとする」と規定された、いわゆる線引きが創設されましたことにより、昭和46年12月25日に線引きを定めております。

この線引きを設定すべき都市計画区域の要件として、新産業都市の区域、工業整備特

別地域、人口10万人以上の市の区域などが掲げられておりますが、本市が工業整備特別地域に該当したことにより線引きを設定したわけでありませう。

次に、この線引きの見直しの方法とこれまでの見直しの概要でございますが、見直しの方法はおおむね5年ごとに行う、都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、都市計画運用指針及び山口県が策定する「線引き見直し基本方針・基準」により、これまでも定期見直しを4回、随時見直しを1回、計5回の見直しを行ってきたところでございます。

また、この見直しにより新たに市街化区域に編入した区域は、既に市街地を形成している区域として、西浦、牟礼江泊、右田吉敷、右田大崎など。次に、基本的に基盤整備が完了した区域として、右田大崎の自由ヶ丘、牟礼敷山の城山台団地、西浦小茅の小茅団地、華城の地神堂、牟礼の牟礼小学校周辺など。次に、地区計画を定めた区域として、西浦小茅の平原団地。次に、公有水面埋立区域として中関二、三、四の榊沖、新築地などがございます。

次に、御質問の2点目の都市計画法の改正と開発の状況についてでございますが、はじめに、平成12年並びに平成18年に行われた都市計画法改正の趣旨について御説明いたします。

まず、平成12年の法改正の趣旨でございますが、昭和43年の新都市計画法の制定後、約30年が経過し、その間に都市への人口集中の沈静化や核家族化の進行、モータリゼーションの進展など、都市の経済的・社会的環境も大きく変容いたしました。このような社会変化にあわせ、さらに地域の実情に応じて、柔軟な土地利用が行えることを目的に法改正が行われたものでございます。

主な改正点としましては、既存宅地制度を廃止し、新しく許可制に移行したことが挙げられます。許可制とは、市街化調整区域内で山口県が新たに条例で指定した区域においては、一定の基準を満たせば建築が許可されるものでございます。

このように開発許可制度を柔軟に運用することにより、地域の実情に応じた土地利用が図られるようになったものでございます。

次に、平成18年の法改正の趣旨でございますが、まず、時代の背景に、少子化による人口減少と急速な高齢化社会への移行という大転換期を迎えたことがございます。このような社会に対応したまちづくりを進めるためには、都市の既存ストックの有効活用とともに、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現することを目的としております。そのため、都市構造やインフラに影響を与える大規模集客施設等の立地制限を強化するため、開発許可制度における大規模開発及び公共公益施設に係る基準等の見直しが行われたものでございます。

具体的な改正点といたしましては、これまでは開発許可が不要であった社会福祉施設、医療施設、学校などの公益施設の開発行為についても開発許可が必要となったこと、限定的立地基準の一つである市街化調整区域内で、5ヘクタール以上の大規模開発が廃止になったことなどでございます。

また、関連して地区計画と開発許可の関係についてでございますが、市街化調整区域における開発行為は、開発許可基準に適合し、かつ、限定的立地基準に適合した場合に開発が可能となるものでございます。

この限定的立地基準の主なものとしては、主として地域住民が利用する公益的な施設、日常生活に必要な物品の販売店舗等、県条例で指定された市街化区域に近接する地域のほかに、地区計画を定めた場合などがございます。

この地区計画を定めた場合とは、開発申請者等が地区計画を策定し、都市計画に定められた場合はその地区計画に適合した開発が可能となるものでございます。

次に、法改正に伴う開発状況の変化でございますが、平成12年の法改正に基づく開発許可といたしましては、平成20年11月末までに192件の許可を行っております。面積的には、法改正後の約7年間に市街化調整区域において約30ヘクタール、年平均で約4ヘクタールが宅地化されております。また、平成18年の法改正に基づく許可申請は、今日まで提出された事例はございません。

次に御質問の3点目、航空自衛隊北基地東側に位置する市街化調整区域の地域づくりに対する基本的な考え方についてでございますが、まず、線引きを設定した昭和46年当時の市街化調整区域の目的は、今も依然として生きているかというお尋ねでございますが、市街化調整区域の目的は、公共投資の効率化、開発規制、農地保全等の趣旨から「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする」ことを目的に定めており、現在もこの目的は変わっておりません。

次に、市街化調整区域の現状の姿はどうかというお尋ねでございますが、当該地の市街化区域縁辺部や幹線道路沿道などは、個々の開発行為が区域全体の計画を欠いたまま個別に展開されており、居住環境と農業生産環境の悪化、道路などの公共投資の効率化を低下させていることなど、否めない状況もございます。

次に、市街化調整区域を持続していく意義があるかというお尋ねでございますが、これまで開発の抑制を原則とし、農業の振興、水源の涵養、自然的環境の保全について、一定の役割を果たしてきたことも事実であり、今後は、地区計画制度などを活用し、土地利用の規制誘導などの方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、市街化区域への編入の判断についてでございますが、市街化区域への編入は、

定期見直し時に山口県が策定する都市計画区域区分の見直しの基本方針及び基準により、編入の可否を判断することになります。次回の定期見直しの基本方針及び基準は、現在、策定されておりませんので、前回の第4回定期見直しにおける基本方針及び基準で御説明いたします。

まず、基本方針は、都市計画区域における将来人口や産業の動向を検討し、今後、良好な住宅地等の円滑な供給を図りながら、市街地の計画的な整備を一層進め、無秩序な市街地が形成されないよう、その都市の実態に合った住みよいまちづくりを図るために変更を行うこととされております。

次に、原則として、市街化区域へ編入する見直し基準は、既に市街地を形成している区域、市街化区域の市街地と連担し、従来より建築物の立地している土地の区域、開発許可に基づく開発事業区域、公有水面埋立事業による埋立区域、土地区画整理事業による開発区域、公的機関による開発事業区域、地区計画の定められた区域で地区整備計画に基づく開発が完了した区域、区域区分の境界となっている地形・地物の変更に伴う区域のいずれかに該当する区域となっております。

議員御指摘の地区内の見直しにつきましては、先ほど申し上げました基準により、土地利用の動向や基盤施設の整備状況などを調査するとともに、地元住民の意向を確認の上、平成22年度ごろに予定されております第5回定期見直しにおいて、決定権者である山口県へ市街化区域への編入を要望してまいりたいと存じます。

次に御質問の4点目、都市計画税の用途についてでございますが、まず、都市計画税の年間の収納金額は、平成19年度決算では約12億8,200万円となっております。この用途といたしましては、都市計画法に基づいて行う街路事業や公共下水道事業、土地区画整合法に基づいて行う土地区画整理事業、及びこれらの事業のために発行した市債の償還などの財源となるものでございます。

平成19年度決算で具体的に申し上げますと、事業費等の全体で約26億4,000万円となっており、その内訳といたしましては街路事業、公共下水道事業、駅北土地区画整理事業等の事業費の合計が約8億7,200万円、また、過去の都市計画事業等にかかる市債の償還金と下水道事業債の償還に対する繰出金の合計が約17億6,800万円となっております。

これらにかかる費用のうち、国・県支出金、市債等の特定財源を差し引きますと、残りが24億7,600万円余りとなり、都市計画税の全額をこの財源の一部として充当しております。

次に、都市計画税の今後の用途についてのお尋ねでございますが、平成21年度にお

きましては、引き続き新橋牟礼線等の街路事業や駅北土地区画整理事業、公共下水道事業の推進を行う予定といたしており、今後の都市計画税につきましても、公共下水道事業を中心とした都市計画事業や、過去の都市計画事業等に係る市債の償還等の財源に充てたいと考えております。

5点目の御質問、中心市街地周辺部の新たな土地区画整理事業の計画についてでございますが、近年、日本各地において震災が発生し、甚大な被害を及ぼしていることから、災害に強いまちづくりを行う必要がございます。

議員御指摘の中心市街地周辺部に残る密集市街地の整備につきましても、地区計画の導入や土地区画整理事業が考えられます。しかし、土地区画整理事業を行うには、巨額な投資と長い年月と大変な労力が必要でございます。

現在、施行中の防府駅北地区の土地区画整理事業完了後の事業計画はございませんが、今後は、地区住民が主体となって行うまちづくりの要望があれば、検討してまいりたいと存じます。

最後の御質問、6点目の農業振興と市街化とのバランスについてのお尋ねでございますが、当該地区の農地存続の可否についてのお尋ねでございますが、本市では、防府農業振興地域整備計画で「農業振興地域」を定めております。このうち、特に、将来にわたり農用地等として利用すべき区域を「農用地区域」とし、それ以外の区域をいわゆる「農振白地区域」としてしております。この「農振白地区域」は、生産・生活農地として、農業生産に加えて集会施設等良好な生活環境の確保等に利用するための区域として位置づけられております。

御質問の地区内についても、熱心に農業を営んでおられる方もおられ、これまで同様、農業的土地利用を図ってまいりたいと考えております。

したがって、現時点では農地を存続する必要があるものと思っております。

以上、長くなりましたが、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） どうも、御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。それでは、逐一、また質問をさせていただきます。

最初に、市街化調整区域を設けたことに対する理由とか目的について御説明がありましたけれども、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。工業整備特別地域として防府が指定を受けたと、その要件によって市街化調整区域を設定されたということで、目的としては、市街化を形成するために効率的にやるために線引きをしたことであって、したがって、線引きをした内側に投資を集中的に行うということが目的で線引きをし

たというふうな考え方でいいのでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 先ほど、答弁いたしました工業整備特別地域を設定したことにより市街化区域、また、市街化調整区域を設定する、いわゆる線引きの理由になったということの具体的な、詳しくということですが、当時、昭和30年代の後半になりますが、このころは日本の三大都市圏と申しますか、北九州も含めて人口と産業がその都市に集中するというような状況であったという時代背景がございます。

この中で地域との格差が生じておりました、国土の均衡な発展という考え方の中から、各地域に工業の集中を図るという目的のために設定されたのが工業整備特別地域というふうに考えております。この工業整備特別地域を設定いたしますと、当然ながら工業の集積、人口の集中ということが起こるという中で、市街化区域、調整区域を設定することによりまして、むやみな乱開発を防ぐという意味合いをもって、市街化線引きの理由とされたと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） 今、部長が話されたのは、前半の話と後半の話が矛盾しておりますので、むやみな開発を防ぐなんていうのはどこにも書かれておりません。

では、どういうことかといいますと、昭和40年に新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律というものが公布されまして、それで、工特整備の基本計画 工特というのは工業整備特別区域ですけども、これの基本計画に基づいて生産関連施設整備、あるいは生活関連施設整備のため、国庫補助金のかさ上げ補助金が交付されております。これが、40年から45年で1億8,000万円、51年から55年で15億円、56年から61年で6億6,000万円、合計23億円のかさ上げ補助金が出ております。これはどういうことかという、線引きを行ってその線の中でこのお金を効率的に使ってくださいと、外側の事はちっとも言っていません。線の外の話は一切触れておりません。それが、いわゆる工業整備特別地域、そういう地域の指定でこういうかさ上げ補助金もいただいているわけですよ。

ですから、線を引くというのは内側に効果的なお金、この投資をしてくださいと、外については触れませんよということは、ここで指定された線引きの条件なんです、この点についていかがでございますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 今、議員の御指摘のように、線引きをしたことに

よりまして、当然、その市街化区域の中に集中的に投資するというのが目的ということで、この工業整備特別地域を指定いたしまして、市街化区域を設定することにより、その区域に集中的にという判断であったというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） したがって、線引きの外側のことですけれども、農地を活かしていきたい、農地を振興しなきゃいけないというふうなことは、線引きの時点で一切触れておりませんが、農地を振興しなきゃと。ここで何を言っているかということ、いわゆる都市計画法第7条の3項に、市街化調整区域というのはどういうものかということ、「市街化を抑制すべき区域」といって触れているだけです。それはどういうことかということ、市街化にお金を使うので、市街の線引きの外はあまりそれに投資しないでくれということを言っているだけの話で、農地を振興しなさいなんて一切触れておりません。

その点はどう思われますか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 今の御質問でございますが、この線引きにおきまして、この工特区域ということが農地に全く触れていないというような御説明でございます。この市街化区域と調整区域を分けたということにつきましては、この工特の設置の中には、調整区域の農地の振興ということは触れていないということでございます。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） では、次の質問にいけますが、実は見直しの件が、今、市長さんのほうから説明がございましたけれども、まだ皆さんも記憶に新しいと思いますが、マツダが進出したのは昭和56年、そして56年に中関工場、そして57年に西浦の組立工場というものが進出してまいりました。そのときに、実は皆さんも御存じのとおり、マツダの社員の住宅は防府から山口のほうに相当数が流れてしまいました。これはどうい

かということ、線引きによってできなかったんですね、線の外で。このときに、56年、57年と申しますと、今のいわゆる交付金のかさ上げが行われている後半の部分ですね。もう既にほとんどが終わった部分でございますので、この際大きな工場が来るので、ぜひ線引きをやり直してもらって、市街化をちょっと広げてもらって、社員の住宅のために広げてもらう、そんな工夫はされなかったのかどうか。そういう最大のチャンスであったと思うんですが、そのときはどういうふうな判断をされたのか、今、わかれば御説明をお願いします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） マツダが防府に進出した時点の市街化区域等の拡大という計画がどうであったかということでございますが、当然、大きい工場が来るといふことになりますと、それに対する工場用地及びその従業員のための住宅用地ということは確保すべき問題だろうと考えております。しなしながら、当時、その市街化区域の中に、改めて従業員の住宅用地ということを広大ということが考えられなかったかどうかということにつきましては、今から思えば、その辺の拡大を図るべきであったのかなというふうには考えておりますが、当時の市街化区域の中の状況で、それが吸収できるというふうには判断したと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） 私は何を言いたいかと申しますと、結局、そのときの判断は、どう判断されたかわかりませんが、そういうことが目の前に起こっているのに、それを判断 まあ、私から言わせますと判断を誤ったというふうには思うんですけども、それはなぜかという、線引きというのは何の目的で行われたかということを確認に理解していなかった。実は今、これをずっとつついてみると、要するに線引きというのは、線を引いた外側の問題ではなくて、内側のために線を引いたんだという認識があれば、そのときに必ず見直しをやったはずなんです。ところが、今の認識、市長さんの御答弁からも、あたかも線引きというのは外側の話のように聞こえます。そうではないと、実は内側であったということを確認していなければいけなかった。その辺を言いたいので、今、この点を申し上げました。

続きまして、2点、3点につきましては、今、説明を受けたとおりでいいと思うんですけども、1つだけです、平成12年の改正で、いわゆる法第34条の8の3というその項の中に、「調整区域において建築できるものは何か」という規定がある。徳山地区では、近隣のその接している用途地域に準ずるといふものを建てることのできるというふうになっております。防府の場合はどうなっているかと、調整区域は住宅しか建てられない、アパート・マンションは建てられないというふうになっております。徳山では、その隣の直近の地域指定のあるものですから、アパート・マンションは建てられるにもかかわらず、調整区域では建てられない。

後ほど、建てられないためにどんなことが起こっているかということは説明しますが、なぜそんなことが起きたのか、ちょっと御説明をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 法の34条の当時8号ですが、現在は11号にな

るわけです。この関係で旧徳山市と防府市の建物について、建てられる条件が違うということがなぜ起こったかということでございますが、御存じのように、徳山市は地形的にも市街化区域縁辺部といえますか、それに調整区域が非常に少ないというような状況であります。防府市の場合は、調整区域が非常に広いという中で共同住宅、アパートでございますが、これをまず、調整区域に建てるという必要性はまだないという判断で、周南市と違うということでございます。いわゆる周南市は、共同住宅、アパート等を市街化区域縁辺部に建てざるを得ないというような状況にあったというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） それでは、次の質問に移ります。次のいわゆる北基地の東側に広がっております、私が事務所を持っておりますあの辺の話ですけれども、このあたりの地域づくりの基本的な考え方についてというあたりで、質問させていただきます。

最初に、6項の農業振興と市街化とのバランスというところを先にやりますが、まず、先ほど市長さんの御説明どおり、市街化調整区域というのは昭和43年の目的から何ら変化してないということで、ずっと目的は生きておるといふふうに言われました。生きておると言われながら、農地保全に努めるといふようなことを言われました。43年の目的には、農地保全をなさないと一言も書いてない。先ほど申し上げましたように、市街化に効果的に投資しなさいということは書いてある。農地保全なんてことは一言も触れておりません。先ほど、部長さんが言われました。

そういうことで、今、北基地周辺の市街化調整を調べてみますと、あそこは約105ヘクタール、現在あります。その中で農用地が40ヘクタール、そして白地が65ヘクタールあります。それで今、政府から示されております生産調整率というのは、大体58%ぐらいだと言われております。そうすると65ヘクタールの生産調整率58%といえますと、約半分ですから大体30ヘクタールぐらいですね。それぐらいの調整をします。そうすると、少なくとも30ヘクタールは農地を持たなくてもいいという結論に達します。30ヘクタールは、半分は農地でなくて宅地にしたっていいよという話になります。

それからさらに、今、当地区の調整区域の面積のうち白地が65ヘクタールというのは、全体でいうと幾らになるか。今、防府市内の水田の面積は約2,190ヘクタール、そして、水稻をつくっているのは1,260ヘクタールで、大体58%、満足しています。ところが65ヘクタールというのは、この中からいうとほんの3%です。そんなものをちゃんと置いておく必要なんてないわけですよ。ほかで十分こなせる。これは議長さんに聞けばわかると思いますけれども、少なくともここを残しておかなければ農地が困るという

ことはありません。もちろん、先ほど市長さんが言われたように一生懸命農地をつくっていらっしゃる方はおられます。それをわざわざつくるなという必要は毛頭ありません。しかし、先ほど市長さんも言われました、地区計画等を定めることによって地域住民にきちっと説明をすれば、それは農地でなくてもいけるんじゃないかということもできる話であります。

そういうことで、農地については、さらに検討を要するんじゃないかということがございます。

それから、次にもう1つ、下水道工事の問題ですけれども、実は今、下水道工事がこの地区で、開発された地区で開発業者が自分たちの手で下水道工事をやっております。自分たちの自費でやっております。それは何かというと、そこに入ってくる人たちに負担がかかっているということなんですけれども、いずれにしても下水道工事はやられております。これは、公共下水道ではありません。開発業者が接続した下水道工事です。こうなっているんです。

そうしますと、その前の道の向かいに、今まで住んでいらっしゃる人たちがそれを見ながら、私たちの下水道工事はどうなるんですかという質問を受けました。そういう人たちに対する説明はどうされているのか、御質問いたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） 開発区域内の下水道の施設につきましては、公共施設の管理者との、いわゆる同意協議が整い、それから開発基準に適應したものであれば、開発許可が可能となります。なお、市街化調整区域の場合は、下水道整備区域とはなっておりませんが、条件に合えば、いわゆる区域外流入が認められる場合もあります。管理者との、いわゆる協議をお願いしているというところでございます。

先ほどの、いわゆる隣接する下水道の接続ということにつきましては、開発業者に対しまして、開発区域の隣接住民に下水道施設のことも含めて、開発内容を十分説明するように指導を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） 十分説明するようにしておりますと、どんな説明をしているんですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） 例えば、下水道を敷設する場合につきましては、いわゆる引きたい人が、管渠までの下水道工事につきましては、それぞれ自費で行うとい

うこと、そういったそれぞれもろもろのことについて、それぞれ開発業者のほうからも重々言っていただくようにしております。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） 要するに、接続をしたかったらどうぞつなぎなさいと、自分でお金を出してつなぎなさいという話ですか。そう考えていいんですか、そういう説明をされているんですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） そのようでございます。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） では、そういうふうに私も説明をしておきます。

それから、今、開発業者によって接続された地区ですね、その人たちは、今後、仮に市街化調整区域になったとしたら、この地域が市街化地域、調整区域じゃない市街化地域に指定された、何かに指定されたとしたら都市計画税を支払わなければなりません。そのときに彼らは既に、下水道については支払いを済ませておりますけれども、都市計画税はというふうに推移するのか、その辺のことは検討していらっしゃいますかどうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今、都市計画区域に、その開発された地域が市街化区域に編入されて都市計画税をかける必要が出てくるかということでございますが、当然、編入されれば都市計画税はかかってまいりますし、その辺のことはちゃんと都市計画税をかけていかなくてはならないと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） 都市計画税すべてが下水道工事ではありませんけれども、下水道工事のほとんどの部分が都市計画税で使われているわけですよ。そうすると、市民の方は既に自分のお金で下水道を引いているわけですが、それでもなおかつ、都市計画税をかけられますかという質問でございます。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） そのとおりでございます。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） 何らかの工夫をされて、不均等のないような形でひとつ検討をしていただきたい。要望をしておきます。

それから次に、もう一つ今、あの地区で一番問題になっておりますのが、皆さんもよ

く御存じと思いますけれども、特定建設業者による特異な住宅の建設です。これは何かと申しますと、住宅課の方は自慢げに、都市計画課の方も自慢げに、「安藤さん、長屋住宅というのはどういうのか知っていますか」というふうなことを言います。長屋住宅というそういう住宅のために、アパートが建てられないために、そういうものによって、今ある建設業者2社ぐらいがどんどん入り込んでおります。ああいう景色を見られてどう思われますか。これは、ほかにはないですよ。もちろん、徳山にもありません。周辺地域どこにもありません。防府は草刈り場の如く、彼らは入り込んで、ああいうぶざまなまちの形態をつくっております。

これは、まさに計画的なまちづくりとは言いがたいんですよ。ですから、我々はもう少しその辺をきちんと、計画的なまちづくりをしていきたい、そうしたいと思えます。そうしないと、今の姿はどう見ても異常です。ひとつ、ぜひ検討していただきたい。

そういうことで、結局、市街化調整区域というのは、先ほど申しましたとおり、その目的というのは工業整備特別地区、この指定によって内側の市街地をいかにするかと、そこに有効に投資をするということが線引きの目的でした。外はそうではなかったということに改めて皆さん理解していただいて、早急に、今、外側のまちづくりをどうするか、真剣に検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、最後の区画整理事業の話ですけれども、これまで都市計画税の用途の中で、駅北の区画整理事業のかなりの部分がそれに使われていたと思えますけれども、駅北の土地区画整理も終わったことですし、いわゆる、市街地周辺部の非常に混み合った非常に生活のしにくい、消防車も入らない、そういったまち筋を、区画整理事業によって何とか再生して、周辺地区にもきちんとした方たちが住めるような住環境をつくったらどうかということをご提案させていただいたわけですが、これは非常に長期間かかるし、お金もかかることだから、特に市民からの要請のあった部分についてはやりましょうというような、非常に消極的な市長さんからの話がありましたけれども、実は、区画整理事業がどんなもので、それはどういうふうになればいいのか、というふうなことは理解しておられないんじゃないかと思うんです。

そういう意味で、市のほうから積極的・能動的に、区画整理事業とはこういうものですよと、ですから、ぜひ参画してくださいというふうなリードをしていかなきゃならないと思えますが、その点はどうお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 区画整理事業につきましては、先ほど、市長の答弁にありましたように、莫大な費用と労力と時間を要するということがあります。

この事業を実施するに当たっては、地元の総意が非常に重要なことだなどというふうに理解しております。この事業を行うには、市のほうでリードしていくべきではということもございしますが、今までも各自治会等に要請があれば、出前講座等を使いまして説明に行くということはやっております。

こういう制度を使いまして、また、地元の方に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 1番、安藤議員。

1番（安藤 二郎君） ぜひ、地元の方が、それならやってみようかというふうな説明をしていただいて、それで積極的に地元の方がそれに参入できるような形で説明していただきたい。実は昨年、私は、ある地域について、私がどうしてもその地域はぜひやろうじゃないかということで、自治会長さんと一緒になって、図面まで作りまして、都市計画課も一緒になって説明しましたけれども、その基本は何か。一番底辺にあったのは、市役所の態度としてやりたくない、基本的にやりたくない。これだけの金がかかりますよと、皆さん、これだけ負担がかかりますよという説明しかないわけです。それでは、市民は納得できません。そうじゃなくて、こうすればこれだけ負担は軽くなりますよ。でも、こういうふうな形になりますよ。どうしても、これだけは最低限負担をしてください、そういうふうな説明はないんです、一切ね。

ですから、非常にその自治会との関係で私もあまりよくなりましたし、そういう点で、今度説明するときには、それなら私たちもやってみようかというふうな、そういう説明ができるような資料をきちんとそろえていただきたい。それによって、市民の方々は、それなら私たちもやろうという気が起こると思います。ひとつぜひ、その辺を考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、1番、安藤議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時まで休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は、20番、伊藤議員。

〔20番 伊藤 央君 登壇〕

20番（伊藤 央君） 会派息吹シリーズの最後を務めたいと思います。トリを務めます伊藤央でございます。昼食も済まされ、ちょっと眠たい時間かなと思いますが、しっかり目の覚めるような質問をさせていただきたいと思っております。

それでは通告に従い、質問させていただきます。

先般、行革委員会からなぜか議会の改革についての要望書が提出されたと聞きます。行政改革委員会なので、しっかりと行政について、そして市長から諮問された事項について調査研究を行っていただきたいところでございますし、それが役割であろうと考えるわけですが、諮問されていない議会改革について、熱心に御協議いただいたこと、素朴に疑問を感じているところでございます。

去る12月2日に開催された行政改革委員会の冒頭、松浦市長は、合併市は強制的に余儀なく行革を行っているが、防府市のそれは創造的改革であり、聖域なき行政改革に取り組むべきと述べられました。確かに、1市4町の合併をなし遂げた山口市では議員の数が大幅に減り、首長の数を含め特別職の数も原則として5分の1になる、激減したわけがあります。

我が防府市は、市長のお言葉を借りれば、創造的改革によって議会みずから議員の条例定数を3名削減し、法定数より7名減といたしました。しかし、市長や副市長、教育長など、特別職等の人数は減らすことができません。人数を減らすことができないのであれば、報酬、手当等の削減に踏み込むしかないわけがあります。

先般、アメリカ政府から約1,500億ドル、日本円にすると約14兆円の支援を受けたアメリカの大手保険会社アメリカン・インターナショナル・グループ、いわゆるAIGは、エドワード・リディ会長のことしと来年の年間報酬を1ドルとする役員報酬制限策を発表いたしました。リディ会長は、ことしと来年のボーナスも返上し、退任した際の退職慰労金も受け取らないとしています。

また、アメリカの自動車メーカー3社、いわゆるビッグ3が政府の支援を受けるための再建案を提示しましたが、その内容で話題になったのは、トップがみずからの年俸を1ドルとしたものでありました。しかしそれでも議会の理解は得られず、救済案が廃案となったことは記憶に新しいところでございます。

さて、我が市のトップについてはいかがでしょうか。退職手当に目を向けますと、4年間で2,000万円以上という高額な退職手当が支払われる規定になっております。現在、3期目の松浦市長においては、今任期後に支払われる退職金を含めれば、非常に高額な退職手当を受け取ることとなります。常日ごろ、民間の感覚という言葉が発しておられる松浦市長であります。4年間で2,000万円という退職金が民間感覚にマッチして

おられるとお考えでしょうか。市長を含む特別職等の退職手当については、他市においても高額すぎるとの意見が多く聞かれます。これに対し、行政改革に熱心に取り組む他市では、市長みずからの退職金を減額、または撤廃する条例を提案しているところがございます。

日々これ行革と、行政改革をみずからの政策の最上位に位置づけられておられる松浦市長が、みずからの退職手当については聖域とされておられること、また、みずからの役割を越え、議会改革にまで手をつけようとされている行政改革委員会が、全国的に改革の進む特別職等の退職手当の額について、全く触れられないことに大きな疑問を感じるところでございます。

この今回の一般質問の通告書を提出した直後の12月4日の中国新聞には、広島県三次市の市長が、自身の任期中に限り市長退職金を廃止する条例改正案を議会に提案することを発表したという内容の記事が報じられました。三次市に限らず、市長の退職金廃止や大幅減額への動きはここ数年全国的に広がりつつあります。行政改革に取り組むトップとして、まずは破格とも言えるみずからの退職手当の削減に手をおつけになるべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。本市の特別職等の退職手当が現行どのようになっているのかをお答えください。そして、今後これらを削減していく予定はあるのかについてもお尋ねをいたします。特別職の退職金については、4年前に三原議員も質問をしておられます。そのとき、松浦市長は、聖域なき行政改革を徹底して推進することが私の当然の使命、退職手当のみならず給料についても検討を加えるべく私なりに独自に検討を進めていると御答弁しておられます。それで4年がたち、どのように検討されたのかお聞かせを願います。

大きな2点目。去る11月16日、防府市議会議員選挙が執行されました。私もありがたことに市民の皆様の負託を受け、9月議会でお約束したとおり、改選前と全く同じ20番の議席に戻ってまいりました。

さて、今回の市議会議員選挙については、有権者、そして我々候補者となった者も大きな混乱に巻き込まれました。すべては、一たん公表した告示、投開票のスケジュールについて、選管が変更の可能性を示唆したことによります。

麻生内閣発足時より、衆議院解散かといううわさが、中央政界、そしてマスコミを駆けめぐりました。多くの衆議院議員が地元選挙対策用の事務所を設置し、解散総選挙のスケジュールについて、評論家はさまざまな予測をし、新聞等マスコミでもその時期の予測を伝える、また予想を伝える記事が連日のように躍っておりました。麻生総理の口から、いついつ解散するとの言葉が発せられたことがないにもかかわらず、世間は踊り、そして

防府市選挙管理委員会も見事に踊らされ、ついに衆院選が11月9日投開票ならば、市議選スケジュールを1週間前倒しするとの見解が発表されました。解散は総理の専権事項と言われております。その総理が何も明らかにしないのに、単なる予測やうわさで踊らされるとは情けない限りであります。

さらに言わせていただけるのであれば、私は、解散は総理の専権事項とは考えておりません。衆議院の解散は天皇の国事行為であり、もちろん内閣の助言と承認が必要となりますが、考えようによっては防府市選管の所業は、僭越を通り越し、恐れ多くも天皇に対する不敬ともとれるものであります。

どちらにしても、何の根拠もなく、うわさや憶測の域を越えない衆議院解散の時期に影響され、市議会議員選挙のスケジュールを変更しようとしたことは許せるものではありません。私は、立候補予定者説明会の場において、このことについて異議を唱えたのでありますが、聞き入れられることはございませんでした。結果は、皆様御承知のとおりでございます。衆議院は未だ解散をしておりません。

このたびの市議会議員選挙のポスター掲示板が、従来より2割程度大きいものになっておりました。もちろん原因は、衆議院議員選挙用のポスターの掲示用のスペースを一緒につくってしまったせいにあります。この掲示板を見て、衆議院選挙のスペースがあったことから、衆議院が解散したと勘違いした方もいらっしゃいました。

どうも、このたびの防府市選管の動きを見ておきますと、防府市の行政の現状をよくあらわしているように思えます。つまり、何が本当に大事なことなのか、また本来の目的を忘れ、いかに経費が安くつくかばかりに腐心し、結果、市民の利益になっていない、こういう図式であります。

そこで質問であります。第1に選挙ポスター用の掲示板にかかった費用をお教えください。

第2に、衆議院の解散を待たずに衆議院選挙用の掲示板をつくったことになりませうけれども、この掲示板を作成した予算根拠はどこにあるのでしょうか。あればお示しく下さい。

第3に、市議会議員選挙を衆議院議員選挙と同日に執行するよう、国やまた県から通達、指導などがあったのでしょうか。

そして最後に最も大切なことをお伺いいたしますが、防府市選挙管理委員会が選挙を執行する上で、最も大事にしているものは何なのか教えてください。

最後に大きな3点目、大平山索道事業についてお尋ねをいたします。11月25日に開かれた市長の定例記者会見で、市長は大平山ロープウェイの現状について言及をされて

おられます。その内容は、10月19日に乗車人数が昨年度1年間の数を超えた。11月18日現在で、2万1,658人の方に御乗車いただいている。夜間運転やバースデー割引、周南市との観光振興協定などの取り組みが効果をあげたものと思っているというものでありました。確かにバースデー割引、周南市の動物園との相互割引制度など、ロープウェイの料金については、さまざまな割引制度が乱発されております。一体どのような割引制度があるのか、個々の名称と割引率について教えてください。

また周南市では、前述の動物園と防府市のロープウェイとの相互割引制度を設けるために、議会に諮り、運賃を定める条例の改正を行っておられます。防府市では、議会に諮ることなく、どんどんと割引制度が乱発されていますが、この割引の根拠は何なのか、お尋ねをいたします。

大平山ロープウェイには、平成19年度決算では、5,563万6,000円もの金額が一般会計から赤字補てんをされております。毎年、5,000万円、6,000万円という巨額の税金がロープウェイの赤字補てんにつぎ込まれてきたわけで、行革に熱心な松浦市長がなぜこの索道事業を聖域とされておられるのか、多くの議員、そして多くの市民が疑問に感じておるところであります。

このたびの市長の会見の内容をお聞きすると、乗客数が増え、経営改善されたのかと勘違いしそうになりますが、今年度は、この議会に上程された補正予算見込みを含めて、昨年度より多い6,230万7,000円がやはり一般会計から赤字補てんされようとしています。本年度の決算見込みはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

以上、大きく3点ほど質問をいたします。執行部におかれましては、誠実かつ明瞭な御回答をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、索道事業についての御質問にお答えいたします。索道事業につきましては、本年度、開業50周年を迎えます。これまで、市民の皆様はもとより、県内外の方にも広く利用されてまいりましたが、ここ数年は利用者が減少傾向にある中で、大平山索道検討協議会の意見書に基づき、ロープウェイのすばらしさを御理解いただき、利用促進や乗客増などを図るためにいろいろと知恵を絞ってまいりました。その一環として、季節やイベント等に合わせて、それぞれ目的を持って幾つかの料金割引制度も導入してきたところでございます。これらの実施などにより、本年度は昨年度と比較して11月末時点で利用者数が約3割程度増加するなど、成果があらわれているところでございます。

割引の種類といたしましては、まず運賃が半額になるものとして、さきの周南市との観光振興協定に伴い、徳山動物園と共同で実施しております半額割引券の交付、それから、以前からございますが、観光協会の会員が利用する場合の割引、半額でございます。

4割引のものとして、毎月第3日曜日、いわゆる家庭の日に家族で楽しんでいただくための家庭の日割引。本年度は、索道開業50周年でございますので、その記念事業としてのバースデー割引を実施中で、このほか、夜間運転日における夜間運転割引を例年、実施しているところでございます。

また本年度は、JRデスティネーションキャンペーンがございましたが、これに協賛し、7月から9月までの3カ月間、1割の割引を実施いたしました。

これらの中には、期間限定の割引がございましたので、現在は動物園との相互割引、バースデー割引、観光協会会員割引、日にち限定の家庭の日割引の4種を実施しているところでございます。

割引の根拠でございますが、防府市大平山索道の運賃等に関する規則、昭和39年3月31日に制定しておりますが、これに基づき行っているものでございます。

次に、本年度の決算見込みでございますが、このたび、減速機のオーバーホールの費用を補正予算に計上しておりますので、この分が、昨年度に比較して増加することから、現時点では繰入金は約6,000万円と想定しております。

残余の御質問につきましては、総務部長、選挙管理委員会事務局長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） まず、では索道事業についての最初の質問であります。今の御答弁によりますと、割引の根拠は運賃等に関する規則ということですが、周南市では、壇上で述べたとおり、相互割引制度導入のために条例改正を行っております。ここで、普通は「あれ」と思うわけですが、防府市は条例改正も行わず、各種割引制度が乱発されていると。なぜ、条例改正しなくてよいのか。今、おっしゃったとおり、規則で決めていっているのだということですが、驚いたことに、防府市には、このロープウェイの運賃を定める条例が存在しない。それどころか設置を定める条例も存在しておりません。つまり、何の法的根拠もなく、ロープウェイが存在していることになりませんが、これはおかしいのではないかと考えるわけがあります。

地方自治法の244条の2、ここには公の施設の設置管理及び廃止について定められているわけですが、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあ

るものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」というふうに定められております。これに照らしても、やはり条例がないという現状はおかしいのではないかと思うわけですが、これについてはどうお考えになっておられるでしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。現行の防府市大平山索道の運賃等に関する規則は、昭和39年に制定されたものでございますが、実は大平山ロープウェイが開設した当時、昭和34年の3月ですが、索道が建設された当初は、防府市大平山索道の運賃等に関する条例が制定されており、運賃はこの条例で規定をされておりました。その後、昭和39年に地方自治法が改正された際、索道は自治法上の公の施設以外のものであるというふうな判断に立ち、その運賃は私法上の料金であるという結論が出されました。そしてそこで時の市議会に、防府市大平山索道の運賃等に関する条例の廃止が上程をされ、可決されております。時期を合わせて現行の規則が制定され、今日に至っているという経緯がございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 経緯はよくわかりましたが、わからないのは、一つ今、質問したことで、この現状が違法ではないのかという点でございます。それと、これ昭和39年の地方自治法改正時に合わせてやられたようではありますが、当然、私、生まれる前のことでわかりませんし、よく調べてもなぜこんなことをしたのかという理由がよくわからないのであります。

この公の施設でないと判断した理由というのは、このときからずっと今までその理由としては残っておるはずですけども、公の施設でないと判断の根拠は何ですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、公の施設でないということの考え方になるかと思いますが、当時、昭和39年にいわゆる条例の廃止に至ったときの文書があるわけですが、ちょっとここを読ませていただきますと、「大平山索道については、観光施設という考え方から、当該団体の住民の利用を目的としない」として、「改正後の地方自治法に定める公の施設から外れるものであります。この運賃に関する条例については、国が定める索道規則等の関係」、実は、これと公の施設という2つの側面から条例廃止に踏み切っております。

と申しますのが、当初、索道規則等が中国運輸局ですか、そちらのほうの許可制をと

ってあったということがまず1点ございます。それが昭和62年に実は法律が改正になって、届け出で済んだということがございました。その際、今の昭和39年の当時に、今言われた話し合われたことの中で、索道規則等の関係が、一つにはそういった許可制の中で議会の議決が優先するのか、また中国運輸局の許可制、許可のほうが優先するのかと。仮に料金のアップを提案したときに、議会の議決を経た後に、運輸局に届け出たときに、それがノーだというようなことになる可能性もあると。そうすると議会の議決が何であったのかということが1点です。

それともう一つは、地方自治法の例の今の改正の中で、従来の考え方が、いわゆる公の施設を営造物というもののとらえ方がされておりました。この営造物というとらえ方が、実は公の目的に供される、ちょっと難しいのですが、人物、物的、施設の総合体という取り扱いが法律的にみなされておったということで、この法の改正によって、公の施設が、先ほど言いました営造物と、いわゆる公の営造物を公の施設とそれ以外に振り分けられたと。で、この改正により、ロープウェイは、公の施設に該当しないと当時判断をしたと。

この2つの理由の中で条例廃止に踏み切り、規則で制定をしたといったことが過去の記録から推定できるというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 当時のその許可制であったという背景というのは、今お聞きすると理解ができるわけでありますが、当時と状況がもう違っておるわけですね。現状が、今どうかと。違法ではないかということ、なかなかお答えをいただけないのですが、私が調べたところ、下関市には下関市索道事業施設の設置等に関する条例がございます。岩国市には、岩国城索道条例がまた存在しており、それぞれが設置や運賃等についても定めてございます。これ防府市に条例が、防府市だけがないというのはおかしいのではないかと考えられるわけですが、地方自治法の228条、これによりますと、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないというふうに定められております。

また、私が見たこの同じページなんですけれども、行政実例が下に載っておりますけれども、この行政実例のところを読みますと、「使用料に関する事項は議会の権限であり条例事項であるから、使用料の額の決定を全面的に市長に委任することは違法である」というふうな行政実例が出ております。

これに照らしても、現在の防府市のロープウェイは違法状態にあるということになり、また早急に条例を整備しなければならないと考えるわけですが、これについていかがでし

よう。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。先ほど来、いろいろな法律論なり説明をしたところでございますが、現行の運賃が、今、規則によって規定されているということにつきましては、先ほど来の答えのとおり、条例廃止の議決を得てのことであり、議決を受けた判断が今日まで継続しておるといふふうに、私は今の段階ではそういった解釈をとっております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 当時から40年以上たちまして、この判断がもし誤っているのであれば、そして現状、法に反しているのであれば、これは行政としては早く手を打たないとまずいと思うわけであります。

これが公の施設ではない、観光施設だという当時の考え方をいまだ踏襲されているということでありましょうが、例えば、塩田記念公園についてはいかがでしょうか。これには、防府市三田尻塩田記念産業公園設置及び管理条例というものが存在しております。この中で、入園料についてももちろん定めてあります。ロープウェイも塩田公園も私は同じ観光施設だと考えるわけですが、施設の性格として何が違うのか、お答えください。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、確かに、三田尻塩田記念産業公園は観光施設という位置づけのもとで指定管理者を置いてやってきております。しかしながら、建設当時のことを考えてみますと、基本的には、あの施設は公の施設、箱物だという、言葉が適切かどうかはわかりませんが、教育施設であるというようなとらえ方であの建物が設置をされているということの中で、条例設置がされたというふうに私は理解しております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ロープウェイに関してもその教育的な効果があるということ、市長、これまで申していませんでしたか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今の、ロープウェイも教育施設であるということの、いわゆる市長も申しておったということは、確かに私も聞き及んでおります。ただ、その教育施設というようなとらえ方が一方ではできますし、また一つでは観光施設、いわゆる防府市のシンボルというようなとらえ方もできるのではないかなというふうに思っております。

ます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 随分、都合のいい解釈というか、二枚舌のように聞こえてしょうがないんですね。公の施設でないものが防府市のシンボルであり、それに累積20億円もの血税をこれまで投入してきたと。しかし、公の施設ではない。料金は私料金であると。どうも私は釈然としないわけでありますが、これが本当にこの状態でいいのかどうか。例えば県の市町課とか、国に問い合わせさせていただくことが、今できますか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、我々の、執行部の考え方としては、先ほど来言っておりますように、公の施設ではないというふうな、法律的な解釈をしておりますが、また、必要とあらば、そのあたりについてもお尋ねしてみたいというふうに思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 非常にあいまいというか、決めごとがはっきりしないんですね。9月議会の一般質問でもお聞きしたことを、もう一度市長にお聞きしたいと思えますけども、市が何らかの活動を行うとき、つまり行政作用を及ぼすときに、根拠となるものは何か。これを許すものは何ですか、市長。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 当然、法律であろうと、そのように思っております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） そのとおりであります。行政が行動を起こすとき、市民その他にまた何らかの作用を及ぼすというときには、法によって権限が与えられなくてはならない。これは、私は9月議会でも申しました。これに対して総務部長は、「市が特段、条例等で決めた範疇以外でも、行政としてこれは市として取り組むのだということであるのなら、それはその都度判断して行政の範疇ということは、判断できる」と。まあよくわからない日本語ですがおっしゃっております。これは会議録そのままです。

私は、それでは人が治める人治になってしまうと。我が国は法治国家であるから、行政も法治の大原則に従って行動すべきだという旨を申し上げたと記憶しております。このロープウェイに関する条例がないということも大問題であります。本来議会に諮るべき運賃、当然よその市では条例で定め、議会に諮り、これを改正している。なのに防府市では、市長の裁量でこれがぼんぼん変えられている。まさに、法治という行政の大原則を

理解していないからこそ起こることでもあります。

行政が単独で実質的な意味における立法の権限を行使することは許されない、ということは法治主義のこれはもう大原則であります。日本国憲法において法律の委任なくして、憲法下において、法律の委任なくして法規を定めることはできないとされております。行政決定や行政慣例が法律の内容と矛盾する場合には、これが違法となります。つまり、地方自治法に反し設置され、管理されている防府市のロープウェイは違法の状態にあるということが言えるわけです。まずは、この違法状態を改めなくてはならないと考えますので、しかるべき機関に判断を仰いで、もしこれが本当に適正な状況でないのであれば、早急に条例等を、整備をしていただくようお願いして、この小さな1番を終わります。

次に、この項の2番。今回は減速機のオーバーホールがあったということで、また6,000万円、決算で赤字の補てんが見込まれているということでありました。毎年市民が5,000万円、6,000万円と、先ほど公の施設ではないといったロープウェイに市民の血税が赤字補てんにつぎ込まれております。

市長は以前、改革はスピードが大事だということをおっしゃったと思います。ずるずると赤字を垂れ流すロープウェイ、これについてとてもスピード感のある対応がなされているとは思えません。むしろのんきにすら感じるわけですが、先ほど、市長本人がおっしゃったように、乗客数はどんどん減って、運賃収入はどんどん減少しているという流れの中にあるわけです。これにどうして早く手を打たないのか、お考えをお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず、今の御質問に答弁する前に、先ほどの御質問の件でございますが、昭和39年に当時条例であったものが規則に、議会の御承認を得てされておることの経緯なども、深く掘り下げながら、法律家ともよく相談をして、条例化していく必要あるやなしやも含めて、検討に早速入りたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

それから、2点目でございますが、これは議員とは見解が違うと思うのですが、私がかねてから防府市にはロープウェイがある、徳山には動物園がある、あるいはほかの都市にはほかのいろいろな市民のいわゆる観光の資源があると。防府市には動物園はない。しかしロープウェイはある。その動物園を維持していくためには、周南市さん御当局は、1億8,000万円も9,000万円もの経費をつぎ込んでおられるわけでありまして、この近郊では防府市にしかないと言ってもいいようなロープウェイを、せっかく先人がこしらえていただいているものを、6,000万円と言えば大変多額なお金ではございますが、市民1人頭に直せば約500円。約500円のぜいたくというか、そのとうといお金

の使い方がお許しをいただけるのではないかと、いうことを私は私の自論として持っているわけでございます。

このことは、私は折あるごとに、選挙において市民の御負託を受けてさせていただいている今の職でありますので、私の考えとしては、市民もお許しをいただいております。大方の市民にロープウェイが必要か否かということをお聞きすれば、それはしっかりした経営をやり、安全運転に心がけ、しっかりお客様を増やすように努力をして経営しなさいよと、こういうお答えがいただけるのではないかと。そういう趣旨によりまして、索道検討協議会の皆様にもとうとう御意見をいただいておりますので、それに沿った努力を、あらゆる面で続けていると、このように私なりに理解をしておることを申し上げたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） まず、市長と同じように、私も市民の負託を受けてこの場にあります。市長が選挙のときに掲げたことを、すべて市民が納得して、やっていいということであれば、議会というものが不要ございません。それは独裁政治になるわけでありませんが、これはしっかり二元代表制というものを理解していただかないと困るわけでありませぬ。

市長は市民の行政に対する需要、要望はさまざまな分野にあると。行財政改革をやっていっても限度があるということをお聞きして、馬野議員の質問でおっしゃったと思います。だから議員の数を減らせとまでおっしゃっている。議会が行革の聖域となつておると思っております。もちろん議員の数については、今後も議会で真剣に論じ、検討していかなくてはならない問題でしょう。しかし、行革とは別のものでもあります。法治という行政の基本というのは、先ほど9月議会で今のあれは理解されたということをお聞きしましたが、行政と議会、これは全くの別のものでもあります。二元代表制までは理解できていなかったのかなというふうにお聞きしますが、言わせていただければ今私が質問している内容のように、議会は行政のむだ、それからむら、おかしいシステム、こういったものを指摘し、正していく機関でもございます。つまり、行革を強力に推し進める機関なのであります。

民間感覚からかけ離れた、これは後からお答えいただければと思っておりますけれども、行政側の特別職等の高額な退職金、そして赤字を垂れ流すロープウェイ、こういったものに手をつけずに行革を進めようとする、手をつけることなしに、逆に行革を進めようとする議会を弱体化させようとする、これは市長にしても行革委員会にしても全くの考え違いをしているとしか言いようがございません。議会は議会としてしっかりと改革をしていかなくてはならない。市長や行革委員会がこれに物申すのは越権行為でありますし、それであれば、

その前に特別職等の退職金やロープウェイ、こういったものを本当にどうするのか、こういったことを真剣に検討していただきたい。

先ほど、市民1人当たり500円というわけのわからない根拠が出てまいりましたが、その前に部長は、観光施設という考え方から当該団体の住民の利用を目的としていないとおっしゃっているわけです。住民が私たちが使うことを目的としていないのに、誰かよそから来る人のために、我々市民が1人500円払わされていると。ちょっとのぜいたくではないかと言うけれども、それはおかしな話だと私は思うわけです。

こういったものをこういった分野から、しっかりと改革していかないといけないと思うわけですが、こういったことを議会に追及されるのが嫌で、議会の弱体化を画策しているのかと、うがった見方をすれば疑ってしまうわけがあります。早急にこの累積20億円もの赤字を出してきた索道事業、この存廃を含め、真剣に検討していただきたいということも申し上げ、また、これを聖域とせず行政改革を推進していただくよう要望して、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、特別職の退職手当について、総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、特別職の退職手当についての御質問にお答えをいたします。まず、市長、副市長などの、特別職の給料や手当、さらには議員の皆様方の報酬や手当は、一般職同様、市の条例で定められております。議員お尋ねの特別職の退職手当は、防府市職員退職手当支給条例に基づきまして、給料月額に勤続月数と支給率を乗じたものを支給するよう定められております。支給率につきましては、条例にございますように、市長が100分の50、副市長が100分の40、教育長と水道事業管理者が100分の27、常勤監査委員が100分の20というふうになっております。

これらの給料、報酬額や退職手当の支給率は、毎年1月、あるいは2月に開催しております防府市特別職報酬等審議会に諮問いたしまして、9人の民間委員の皆様には他の自治体の状況、社会経済情勢や市の財政状況を考慮した上で、客観的な立場から審議をしていただき、その都度答申をいただいているものでございます。

現行の特別職の給料や議員報酬の額や、手当の支給率につきましては、今から3年前の平成17年に開催いたしました特別職報酬等審議会におきまして、「給料、報酬月額の5%程度の引き下げが適当である」との答申をいただきましたので、特別職の給料、及び議員の皆様方の報酬を引き下げよう、条例を改正し、決定したものでございます。

その折に特別職の退職手当の支給率につきましては、市長及び特別職のみずからの判断で、市長が10%助役 当時ですが5%、その他の特別職は3%ほど引き下げよう条例改正をいたしました。さらに、市長はみずからの給料につきましては、答申の引き下

げ率を上回る10%へ自主的に引き下げ、今日までそれを継続いたしております。

なお、先ほど申し上げました退職手当を算定する際の給料月額につきましては、自主的に5%引き下げる前の給料月額を基礎とすることとなっております。

このほかにも、市長は就任直後の平成11年度より、6年間、6名の特別職、当時は市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び常勤監査委員ですが、これらの期末手当を1割ほど自発的に減額をするとともに、一般職員の給料や通勤手当、あるいは住居手当、特殊勤務手当、退職手当等の適正化に積極的に……。

20番（伊藤 央君） 聞いてないよ。聞いてない。退職手当を聞きました。

総務部長（浅田 道生君） ですから、それは算定の根拠ですよ 取り組んでおります。現在、本市の水準は、市長の給料月額は県内13市中、高いほうから7番目、退職手当の支給率は9番目で、同率の最下位、退職手当支給額は9番目となっております。また、副市長は給料月額が7番目、退職手当の支給率は4番目、支給額は5番目というふうになっております。教育長は給料月額が8番目、退職手当の支給率、支給額はともに4番目。水道事業管理者は配置している市は県内で9市でございますが、給料月額が8番目、退職手当の支給率は3番目、支給額は4番目で、常勤監査委員においては、配置をしている市は県内で今、6市でございますが、給料月額が4番目、退職手当の支給率は、これは1番、それから支給額は2番というふうになっております。

ところで、行政改革委員会と特別職報酬等審議会との関係でございますが、行政改革委員会は社会情勢の変化に対応した適正な行財政運営を行うため、行政の簡素効率化等について、行政全般について総合的な調査・審議をお願いするものでございます。これに対しまして、特別職報酬等審議会は、市長をはじめとする特別職の給料、議員の皆様方の報酬などの金額が適正かどうか審議をいただくものであります。

例えば一般職の給料等は人件費の削減ということで、行政改革委員会で審議したこともございますが、特別職につきましては、それに特化した特別職報酬等審議会で審議するということになっております。

さて、防府では特別職報酬等審議会を社会情勢の変化に直ちに対応するため毎年開催し、特別職の給料や議員の皆様方の報酬及び手当のあるべき姿を諮問いたしております。審議会では県内13市はもとより、全国の類似団体の状況、あるいは国、県、市の職員の水準推移などから慎重かつ総合的に検討いただいております。答申は特別職、議員はもとより、本市の各種審議会・委員会の報酬にまで多岐に影響してまいりますので、私どもはその答申を尊重してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 聞いていないことを答えないでください。時間稼ぎかなというふうに疑ってしまいますよ。

100分の何十とか言われてもよくわからないのですよ。ずばり聞きますけれども、松浦市長は、現在3期目の任期、務めていらっしゃる最中であります。以前の2期については既に退職金が支払われていると存じますが、これまでに受け取られた退職金の総額、幾らになりますでしょうか。それから、また今期支払われる予定、今期の任期が終わられたときに支払われる予定のものを合わせると幾らの額になるのか。またあわせて副市長が任期を務められた後に受け取られる退職金の額は幾らになるのか、これをお答えください。金額だけでいいです。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） _____

20番（伊藤 央君） 答えなさいよ、聞いたことに。今、聞いたことに答えて。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後1時49分 休憩

午後1時53分 開議

議長（行重 延昭君） では、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

20番、伊藤議員の先ほどの質問に、執行部、御答弁をお願いします。市長。

市長（松浦 正人君） 私が最初にいただいた退職金が幾らで、2回目にいただいた退職金が幾らかという御質問でございますが、私の記憶に間違いがなければ、1期目の4年間で頂戴をいたしましたのが、税引き前でおおよそ2,700万円、2期目のときに頂戴したのが、先ほど総務部長が答弁いたしましたように、2期目の任期の半ばで、4年前に三原議員の御質問にお答えする形で前向きに検討をして、総務部長がお答えしたような形で対応をいたしました結果、2,100万円、税引き前でございますけれども、たしか600万円くらい減少になったというふうに私は記憶をいたしております。

しかしこのことにつきましては、幸か不幸か、2年前の選挙において、相手候補の方が当選の暁には退職金は返上するというのを提案されました。そのことによりまして、思いがけずこの退職金の多寡が、多寡というのは多いか少ないかが、あるいはその支給を受けることについてが争点の一つにもなったと思います。その結果、市民の皆様方から、

しっかり働いて、しっかりもらうものはもらっておいでと、このように御判断を私はいただいたものと、このように解釈をしておりますし、現実に、県内他市の同職の人たちに比べて決して高額なものをちょうだいしておるわけではないので、私はしっかり働いて、しっかりちょうだいをして、3期目を全うしようと、そのように考えておることまで、付言をさせていただきます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 大体この任期のものまで含めたら7,000万円ぐらいあるのですかね、12年間で。ということになるのかなと思います。私は市長の職務というのは大変な激務であると思っております。月額給料を見たとき、とてもその仕事に見合った額ではないなと感じるのが正直なところですが、個人的にはむしろ少な過ぎる、こう感じているくらいであります。

しかしこれが退職金となると、これは世間一般の常識からしてあまりにも高額過ぎる。とても私は市民に納得してもらっているものではないと考えております。

で、提案しようと思っていたんですけども、1期目はこれまでのとおりの額、例えば2期目はその半額、3期目はゼロにする。こういったものはどうかなというふうに提案をしようと思ったんですが、そのつもりはないということをお聞きしましたので、いいのですが、議員の数、職員の数、こういったときに市長は半分にしると。これも9月の議会でご言われておられますけども、「私は、時々豪語するんですけども「減らすときには半分だ。半分を目標に頑張れ」と」、こんなことを言われておられます。議会の定数に関する質問のときにも、先ほども申し上げたように減らすときには半分と。これはこれからのスピードを考えていくということをおっしゃっておりますが、自分のときにはこれは適用しないということでもありますね。

聖域なき行政改革が口癖の市長は、よい悪いは別にして、これまで多くの改革を断行されてきたと存じます。結果、中には我慢を市民に強いるものも少なくない。今後もこの姿勢を崩さず、あくなき行革の道を進まれるのであれば、みずからも市民と痛みを共感していただきたいと、私は考えるわけであります。行革を進めるリーダーとして、まずはみずからの退職金を含む特別職等の退職手当の大幅減額に、または廃止に手をつけられてこそ聖域なき行政改革という言葉に重みが出るのではないかなというふうに考えるわけであります。

午前中の質問にもありましたとおり、マツダ、それからその関連企業、大幅な人員削減、私の周りでも多くの方が、今月で職を失うという友人がおります。もちろん、市の財政にも大きな影響が出てくるわけであります。市財政がさらに厳しい状況に直面する中、

みずからが手にする常識からかけ離れた高額な退職金には手をつけず、市民だけに痛みを強いると。人に厳しく自分に優しい、こんなリーダーのもとでは、推進しようとする行革にも到底理解が得られないと私は考えるわけで、早急な検討を望むところでございます。

この項に関しては、これで終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、選挙管理委員会のあり方について、選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（古谷 秀雄君） それでは、選挙管理委員会のあり方についての御質問にお答えいたします。

選挙管理委員会は5月7日開催の委員会で、市議会議員一般選挙の投票日を11月16日と決定いたしました。しかしその後、国政におきましては、11月中の衆議院議員総選挙が現実味を帯びてまいりました。仮に、衆議院議員選挙が11月9日に執行されることになれば、市議会議員選挙の投票日を1週間繰り上げ、衆議院議員選挙と同日に執行することにより、選挙人の利便性の確保、また、市民の選挙に対する関心も高まり、投票率の向上も期待できることから、選挙管理委員会といたしましては、衆議院議員選挙が11月9日に執行される場合についてのみ、市議会議員選挙の投票日につきまして1週間の前倒しを検討しました。

しかしながら、その後、11月9日に衆議院議員選挙が執行される可能性が極めて低くなったこと、また、市議会議員選挙に立候補を予定されている方の立候補準備期間等も十分に考慮いたしまして、10月3日開催の委員会におきまして、市議会議員選挙の投票日は従来どおりの11月16日と最終判断をいたしました。

それでは1点目の、選挙ポスター用の掲示板の経費についての御質問にお答えいたします。ポスター掲示場設置委託料でございますが、消費税抜きで760万5,000円でございます。この金額は4年前の前回に比べ、24万円程度安くなっております。

このポスター掲示場でございますが、衆議院議員選挙と市議会議員選挙が同日あるいは近い間隔で執行されることが予想されたため、この両方の選挙の掲示場を同時期に設置することを想定し、この場合、1枚の掲示板に両方を掲示できるものを設置することが有効であると判断いたしました。結果はともかく、他市の例も参考にし、経費の削減を図るためには、この方法が最善であると判断いたしました。

次に2点目の、衆議院議員選挙用の掲示板を作成する予算根拠についての御質問でございますが、衆議院選挙にかかる予算はございませんが、何度も申し上げますように、2つの選挙が同日、あるいは近い間隔で執行されることが予想されたため、また、市議会議員選挙の予算の範囲内で執行が可能のため、選挙管理委員会の決定に基づき、掲示場の設

置を業務委託いたしました。

次に3点目の、同日執行するように国、県から通達や指導などがあったのかについての御質問でございますが、市議会議員選挙でありますので、国、県から通達や指導はなく、あくまでも選挙人の利便性、投票率アップ、選挙の管理執行上の問題等を考慮いたしまして、選挙管理委員会で判断をいたしました。

最後4点目の、選挙管理委員会が選挙を執行する上で最も大事にしているものは何なのかについての御質問でございますが、公職選挙法第1条にもありますように、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって、公明かつ適正に行われることの確保を行うことであると同時に、選挙人の利便性、投票率のアップ等を図っていくことであると考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ありがとうございます。ちょっと絞って質問を、時間もありませんのでさせていただきますけれども、要は、2番のところに当たるのですが、予算根拠はないということでありまして、これはいまだ、今の答弁でも現実味を帯びたとか、可能性が高いだ低いだと、だれが何を根拠にどう判断したのかわからない予測をもとに話をしておられるわけですが、予算根拠がないということは目的外の予算をこれに流用したということでありまして。結果、市に不利益を与えたということでありまして、これは返還するというにはならないですか。

議長（行重 延昭君） 事務局長。

選挙管理委員会事務局長（古谷 秀雄君） そのようには考えておりません。これは、選挙管理委員会の決定に基づき発注したものでございます。御理解いただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 例えば、今回の市議会議員の掲示板の執行日のところは日付が入っていなかったわけですね。これを入れるのに追加で10万円ほどの費用を支払っている。これはちょっと入札ですので、前回の選挙と単純に比較ができないし、これは掲示板を大きくしたおかげで、18カ所、掲示箇所が減ったわけですね。これは周知の機会が減ったというのも大問題なのですが、これもあってなかなか比較ができないのですが、看板屋さんには私がちょっと聞いてみたところ、2割ぐらい大きさが大きくなったということで、これ、どのぐらい変わってくるのかということをお聞きしたら、単純に材料費なので、単純に2、3割は変わってくるのではないかと思いますということをお答えされてお

ります。ということですので、150万円から200万円、このぐらいの金額がもしかしたら違ったのではないかと。要らん金を使ってしまったということ。

それから、これは入札時の仕様がしっかり守られましたか。例えば、衆院選が先にあるというようなことを予測していたという話がございます。先に市議会議員選の部分に、養生シートをかぶせて、終わったら今度、衆議院選挙の部分隠して、つまり2回、隠さなきゃいけない。こういう条件で入札を行ってはいませんか。これ、1回しか結局やっていないわけですけども。それから、最初に示した納期は守られましたでしょうか。これが守られていなければ、ここの部分も余計にお金がかかっています。

ちょっと時間がなくなりましたので、もしこういうむだな部分が出たのであれば、これは大変問題でありますし、私は投票日の利便性よりは、参政権をいかに確保するということが、これは最優先されなければいけない。1週間前倒しになると投票できない人が増えてくる。立候補できない人が出てくる。ここが一番重要なところで、まずはここを、しっかりと参政権を確保して、利便性や投票率アップなんていうのはその次の話であります。そういった本来の目的を忘れて、小手先の手段に走っていただかないように要望して、質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、20番、伊藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は23番、藤本議員。

〔23番 藤本 和久君 登壇〕

23番（藤本 和久君） テレビカメラがおったんですが、逃げて、ちょっと残念なんです。民主・連合の会の藤本です。通告に従いまして、大きく2件ほど質問をします。

最初に山口国体の準備状況について質問をします。

御承知のように、第66回国民体育大会が、「君の一生けんめいに会いたい」をスローガンに、平成23年10月1日から11日間、水泳競技の飛込種目が広島市で開催されるほかは、山口県、県内各地で行われます。行われる競技等は、正式競技37競技、高校野球の公開競技が1競技、グラウンド・ゴルフ、少年少女サッカー等のデモンストレーションとしてのスポーツ行事が18種目で、防府市では軟式野球青年男子、バスケットボール少年女子、自転車競技、バレーボール少年女子が行われます。選手が競技に集中できる環境を整備することは当然のこととして、選手、監督、役員等、関係者及び観衆に夢と感動を与える大会にしたいと思います。7点質問をします。

1点目、選手、監督、役員等、関係者にとって国体は特別なものがあり、競技日前後も宿泊されると思います。どのぐらいの来訪者があると想定されているのでしょうか。

2点目、ホテル・旅館業界にとって国体関係者は一見客。なじみの客を優先するのは当然だと思います。その上で、国体関係者の宿泊能力はどのくらいなのか聞かせてください。もし、不足するのであればどうするのでしょうか。

3点目、防府市では4競技が行われますが、それぞれの競技会場と練習会場を聞かせてください。

4点目、関係者を宿泊施設から競技会場、練習会場、開会式及び閉会式会場までの送迎の方法を聞かせてください。

5点目、競技会場には多くの来場者があります。来場者に対する食事の提供や、お土産販売等の接待が必要になりますが、どのようなアイデアがあるのか聞かせてください。

6点目、国体関係者を歓待する一つ的手段として歓迎レセプションも考えられますが、いかがでしょうか。

7点目、観光振興を図るには絶好の機会ですが、どのようなアイデアがあるのか聞かせてください。

最後に学校給食について質問をします。行政改革というにしきの御旗のもとで小学校給食の民間委託が計画され、ことし9月より華城小学校及び中関小学校の学校給食の一部民間委託が実施されました。さらに、来年4月より新田小学校及び松崎小学校の学校給食の一部民間委託が計画されていますし、あと4校が候補に挙がっています。私は、決して行政改革に反対しているものではなく、むしろ積極的に推進すべきとの考え方を持っています。しかし、こと教育に関しては慎重に行うべきだと思います。

中学校給食は、給食センター方式で生徒の目に触れないところで調理されており、一部民間委託は許せる範囲ですが、自校方式の小学校給食については、児童の目に触れ、児童との接触もあり、児童から見れば給食の先生です。先生にふさわしい人材の確保が必要で、それを民間に任せるのはいかななものかと思います。4点ほど、質問をします。

1点目、ことし9月より、華城小学校及び中関小学校の学校給食の一部民間委託が実施されましたが、おいしさ、委託先におけるドライ運用、職員の衛生管理、食品管理、職員の入れかわり等の実績を簡単に報告してください。

2点目、来年4月より新田小学校及び松崎小学校の学校給食の一部民間委託が計画されていますが、それに先立ち、同校の保護者を対象に説明会を開催されたと聞いています。どのような質疑があったのか聞かせてください。

3点目、華城小学校及び中関小学校の要求水準書には、業務責任者は管理栄養士の資格を有し、大量調理施設で3年以上の実務経験のある正規社員とするとしています。しかし、来年4月より実施予定の新田小学校及び松崎小学校の学校給食の要求水準書には、管理栄

養士、栄養士、または調理師の資格を有することとなっており、資格要件が大幅に緩和されています。法的には問題ないとは思いますが、資格要件を緩和した理由を伺いたいと思います。

4点目、調理業務は高度な専門性を必要とします。したがって、調理業務技能の伝承は必要不可欠なものだと思います。短期間で請負業者がかわる可能性がある現体制の中で、業務委託した小学校の調理業務技能の伝承はどのように行おうとしているのか聞かせてください。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは国体についての御質問にお答えいたします。

国体の準備状況に関するお尋ねでございますが、まず3年後に山口県で開催される第66回国民体育大会の概要についてでございますが、名称は、「おいでませ！山口国体」、期間は平成23年、2011年の10月1日から11日までの11日間となっております。山口県では本年6月28日に県の実行委員会を立ち上げ、防府市は本年8月11日に「おいでませ！山口国体防府市実行委員会」を立ち上げて準備作業を行っているところであります。

防府市で開催される競技は、バスケットボール少年女子、バレーボール少年女子、自転車競技のトラック、軟式野球成年男子の4競技でございます。また、デモンストレーションとしてのスポーツ行事として、ビリヤードナインボールの開催を財団法人日本体育協会に申請中であり、決定されれば国体期間中に競技を行います。さらに、国体終了後の10月22日から24日の3日間、第11回全国障害者スポーツ大会が「おいでませ！山口大会」として開催され、防府市では車椅子バスケットボールとアーチェリーの2競技が開催されることになっております。

そこで、まず1点目のお尋ねの選手、監督、役員等の来訪者数についてでございますが、選手・役員等は、国体が約2,200名、障害者スポーツ大会が約800名、合計で3,000名の方々が競技のために防府市に来訪されると想定の上、準備を進めているところでございます。

また、国体開催の前年、平成22年には、リハーサル大会として、8月に全日本教員バスケットボール選手権大会と、全国都道府県対抗自転車競技大会が防府市で開催され、2つの競技で約1,400人の選手・役員等が防府市に来訪される見込みでございます。

さらに、ビリヤードナインボールも開催が決定されれば、国体前年、平成22年に全

国アマチュアビリヤード都道府県選手権大会を開催することになりまして、こちらでも約200人の選手をお迎えすることになっております。

2点目の市内の宿泊施設の国体関係者の受け入れ能力についてのお尋ねでございますが、国体期間中、選手・役員等の方々を完全に配宿するためには、最高で1日当たり約1,800人程度の収容人員が必要でございます。これに対して、市内19のホテル・旅館等に選手・役員等の宿泊をお願いしておりますが、国体開催時に提供していただける宿泊可能人数は、現在約1,100人程度でございます。これまで、提供率のアップのお願いや、さまざまな配宿方法を検討してまいりましたが、宿泊が短期間に集中することから、すべての方に防府市内の宿泊施設にお泊まりいただくのは、極めて困難な状況でございます。

そこで、バスケットボール少年女子47チーム中13チームの宿泊を山口市などの近隣他市をお願いする、いわゆる広域配宿で対応したいと考えております。また、バレーボール少年女子全24チームについて、自治会を通じて個人の家庭に宿泊をお願いする、いわゆる民泊を行う方向で県と協議を行っているところでございます。民泊を行うには、かなりの経費と人手が必要になりますが、選手の方や受け入れた地域、家庭にとっては、応援や交流を通じて極めて思い出深いものになると聞いております。

いずれにいたしましても、郷土の代表として防府市においていただくアスリートの皆様方に、全力でプレーに集中できる宿泊環境を整えるために、宿泊施設や地域の皆様の御協力をいただきながら、一層努力してまいる所存でございます。

3点目の競技会場、練習会場についてでございますが、まず、バスケットボール少年女子については、(仮称)防府市新体育館及び防府高校体育館で競技を行い、練習会場は防府商業高校、桑山中学校、華陽中学校、勝間小学校、華浦小学校、新田小学校、中関小学校、佐波小学校の各体育館を予定しております。次に、バレーボール少年女子については、競技を(仮称)防府市新体育館で行い、練習会場は(仮称)防府市新体育館サブアリーナ及び華陽中学校、新田小学校の体育館を予定しております。自転車競技については、競技・練習会場とも防府競輪場で行います。軟式野球については、防府スポーツセンター野球場で競技を行い、練習会場は防府スポーツセンター運動広場を使用する予定でございます。

4点目の御質問の、関係者の会場までの送迎についてでございますが、選手、関係者が防府駅に到着された後は、宿舍、競技会場、練習会場等への移動は会場地である防府市がすべて責任を持って、バスなどによる計画輸送を行うこととなります。また、山口市で行われる開会式、閉会式については、市内に設ける集合場所までは市が担当し、会場までの輸送は県が担当することとなります。今後、関係機関と連絡をとり、綿密な計画を立て、

選手の皆さんが安心して競技に専念できる体制を確立してまいりたいと思っております。

5点目の、各会場での物品販売や飲食物の提供についての御質問でございますが、両大会の期間中、約3,000人の選手、役員の皆さんと、さらに多くの応援の皆様、お客様を防府市にお迎えするわけでありまして、防府市を全国に発信する絶好の機会ととらえております。

したがいまして、観光物産協会や農業協同組合、漁業協同組合等と連携を密にしながら、防府市を全国にアピールする内容を関係機関の皆様と協働しながら考えてまいりたいと存じます。

6点目の、歓迎レセプションの内容についてでございますが、ことしの大分国体に参加した選手・役員等は、約3万人と言われておりますが、肥大化傾向にある国体のスリム化を図るため、現在、競技種目や歓迎式典を見直す取り組みが開始されております。これを受けて、山口県でも山口国体のガイドラインを策定いたしました。このガイドラインによりますと、市主催、あるいは競技団体との共催という形での懇談会等は原則として行わないとしております。本市に限らず、各自治体の厳しい財政事情や職員削減の現実を見据えた適切な指針であると受け止めておりますので、当面は県及び県内各市の対応を見守りながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

一方、歓迎行事には競技団体や地域が主催で行われるものもございます。こういう行事につきましては、全国の皆様との出会いと交流を求めて、市をはじめとする関係者が積極的に参加されることは大変意義深いことだと考えております。全国から参加される選手、役員の皆様の歓迎全般については、簡素な中にも温かさと防府らしさを前面に打ち出した、心に残るおもてなしを創造することを目標に、関係者全員で、限られた予算の中ではありますが、知恵を絞り、汗をかいて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますよう、お願いいたします。

最後に、7点目の観光振興についてのお尋ねでございますが、国体及び障害者スポーツ大会で多くの方が本市に訪れますことは、観光振興の絶好の機会であると考えておりますので、まずは前年度のリハーサル大会において誘客を図り、本番につなげてまいりたいと考えております。アイデアとしては幾つか考えておりますが、まだ具体的なものにはなっておりませんので、この機会を逃さぬよう創意工夫を凝らしながら、防府市ならではのおもてなしができるよう、観光協会、観光物産協会、各観光施設等と連携して具体策を策定し、実施したいと考えております。

また、来られた方が、国体後にもう一度防府を訪れたいと思っていただけるよう、ホスピタリティの向上にも努めてまいります。市民を挙げてのおもてなしが、観光振興につ

なおりますことから、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 大変、ありがとうございました。すばらしい国体になる気がいたしました。ありがとうございます。

宿泊ですが、バレーボール少年女子24チームが民泊ということの計画のようなんですが、24チーム、何名ぐらいになる予定でしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 選手につきましては380名程度というふうに、今、考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） えらい少ないようですが、まあ、そうですね。で、自治体が受け入れるということで、私も広島国体に行ったときに自治体に受け入れてもらったのですが、本当に思い出深い大会になりました。自治体の本当、こう、選手を歓待する受け入れ態勢が広島、賀茂郡でしたけれども、本当に感激いたしました。ぜひとも、防府市もそういうふうに行政指導で持っていただきたいと思います。

総務部長へ質問しますけれども、国体準備と、それから国体当日の運営にはかなりの費用を要すると思うんですけれども、わかる範囲で結構ですから、平成21年、来年度ですね、それと22年度、23年度の予算の見積額、どの程度なのか、わかれば教えてください。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 国体にかかる費用が幾らかという御質問でございますが、昨年開催の秋田県、一昨年開催の兵庫県、先催県の決算を例にした概算をいただいております。あくまでもこれは試算でございますけれど、本大会開催の前々年度の開催準備年、いわゆる防府市では来年度、平成21年度に当たりますが、1,500万円かかっております。それと開催前の年の平成22年度、いわゆるリハーサルのある年でございますが、4,500万円。それから本大会の平成23年度には2億2,000万円かかったという試算をいただいております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） この辺でやめんにやいけんような話が出たようで。（笑声）

継続的な支出が伴うものであれば、かなり慎重に考えなくてはいけないと思うんですけども、一過性のものですから、ぜひとも人、物、金、惜しまずに、財務部長、よろしく願いします。

この質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 国体についてはいいんですか。

23番（藤本 和久君） はい。

議長（行重 延昭君） 次に、学校給食について、教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 学校給食についての御質問にお答えいたします。

まず、華城小学校と中関小学校の給食調理等一部業務委託につきましては、本年9月から予定どおり開始し、児童、教職員からもよい評価をいただいております、順調にスタートしていると考えております。

華城小学校及び中関小学校の実績について、お答えいたします。9月当初、安心・安全でおいしい学校給食を提供するために担当職員を派遣し、約1カ月間、検収、下処理、調理、洗浄、清掃等について、安全な調理作業が実施されているか、衛生的な食品管理が行われているか、調理場での指揮命令系統が適正に守られているか等、業務遂行状況を観察してまいりました。

その中で、ドライ運用での調理作業に不慣れな点も見られましたが、今ではドライ運用による調理におきましても安心・安全に配慮し、丁寧な調理ができるようになってきたと思っております。

10月14日から10月16日に児童、教職員を対象に実施したアンケート結果でも、多数の「おいしい」、「とてもおいしい」との評価をいただいております。

次に、ドライ運用、職員の衛生管理、食品衛生管理につきましては互いに関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、文部科学省は平成15年3月に「学校給食衛生管理の基準」を改定し、できるだけ床が乾いた状態を維持しながら調理を行うドライ運用も可能としました。ドライ運用による調理では、調理業務に従事する調理員一人ひとりが、常に給食室を1日中乾燥した状態に保つことで汚染を防ぐという意識の高揚が大切であると考えております。現在は、この意識も浸透してまいりましたが、今後さらに安心・安全な給食が実施されるよう、工夫を重ねていきたいと考えております。

また、職員の衛生管理、食品の衛生管理等の状況につきましては、委託業者から毎日提出される学校給食日常点検表、個人別衛生管理点検表、食品確認表、食品物品在庫管理表、中心温度等記録表などの報告書により、適正に衛生管理が行われていることを確認してお

ります。

なお、報告書の様式をよりわかりやすくするために、一部改善が必要なものも見られますので、今後改めてまいりたいと考えております。

次に、職員の入れかわりにつきましては、委託業者から提出される選任報告書において確認しておりますが、この間1名の欠員が生じ、防府市の小学校での給食調理経験のある者を、その代替職員として採用したとの届け出がありました。

2点目の、松崎小学校、新田小学校の保護者への説明会についてお答えします。松崎小学校の保護者説明会につきましては、10月2日午後からPTA理事を対象にリーフレットを使用し、また11月6日には保護者会終了後1時間余り、約40名の保護者の皆様にリーフレットやパワーポイント及びVTR「華城小学校での実際の調理風景」を使用しながら、小学校給食の一部業務委託について具体的に御説明いたしました。

新田小学校の保護者説明会につきましては、10月3日、授業参観後の教育講演会の場をお借りして、約150名の皆様を対象に、松崎小学校と同様の説明をさせていただきました。いずれの日程も学校とPTA役員との協議・調整の上、実施させていただいたものでございます。

その際、保護者の方から、「なぜ民間委託をするのか」、「野菜のあえものの調理方法がドライ運用による調理方法ではない」、「エプロンについても、ドライ運用に適したエプロンになっていない」、「管理栄養士が松崎小、新田小には配置されない」、「民間委託について、パブリックコメントを行っていない」などの御質問がございましたが、これらの質問に対して、丁寧に御説明させていただいたところでございます。

3点目の、管理栄養士を常勤職員として配置することに対する考え方でございますが、学校給食の調理業務において、管理栄養士の配置が法的には義務づけられていませんが、防府市独自の基準で、750食以上の調理施設に管理栄養士を配置することとしていることは、議員御案内のとおりでございます。

健康増進法第21条において、特定給食施設のうち特別の栄養管理が必要な施設は管理栄養士を置かなければならないと定めてあり、これに該当しない施設においても、管理栄養士を置くように努めなければならないことも定めてあります。

健康増進法で義務づけられていない管理栄養士を配置することとした経緯と、その理由ですが、華城小学校と中関小学校の学校給食調理等一部業務委託を実施するに当たり、委託業者に求める基準である要求水準書による従業員の体制として、平成18年9月から調理等一部業務委託による給食調理を実施していた防府市給食センターの業務責任者を管理栄養士としていたことから、同様に、小学校給食の場合も業務責任者は管理栄養士とい

たしました。

しかし、実際に業者を募集したところ、説明会には7者が参加されましたが、結果的には応募は1者という結果でした。そこで、その理由を教育委員会で検討しましたが、業者から正式にはお聞きしていませんが、管理栄養士で大量調理業務の経験3年を有する従業員の採用が難しかったということも、一つの要因のようでした。

教育委員会として、今後、安定した形で業者の募集、選定ができるようにすべきであると考え、改めて他市の募集要件の状況を調査したところ、「管理栄養士、または栄養士、もしくは調理師」が1自治体、「栄養士、もしくは調理師」が8自治体、「調理師のみ」が2自治体という結果で、管理栄養士のみを条件として指定している自治体はございませんでしたが、いずれの自治体も安全に安定した給食が提供されている状況でした。

また、管理栄養士の業務は、病院等医学的管理を必要とする者に給食を提供する場合、健康上特に栄養指導が必要な人に対する栄養の管理等を行うことが本来業務であることなどから、食数によっては管理栄養士ではなく栄養士を指定することに変更しても、安全面でも十分に対応できると判断いたしました。

以上のことを、教育委員会として総合的に検討し、業務委託に当たり、管理栄養士を置く基準を独自に750食以上と定めたものでございます。

終わりに、調理員の調理技能の伝承についてお答えします。学校給食は、決まった時間内に大量の給食を安全かつおいしく仕上げるのが求められており、そのためには高度な専門性が要求されることにつきましては、議員御指摘のとおりでございます。調理作業での味の工夫はもとより、さらにおいしくつくり上げるため、調理員一人ひとりの鋭い感覚等、継承されるべきものが数多くあると思いますので、夏季休業中等を活用した計画的・実践的な研修会の実施により継承していきたいと考えております。

なお、先ほどお答えしたように、児童、教職員のアンケート結果でも、子どもたちにおいしいと受け入れられており、調理技能等の伝承も行われているものと考えております。

学校給食の一部業務委託を開始し、9月から1学期間という区切りを迎えるこの時期に、学校と委託業者、教育委員会3者で、この2学期の給食調理の実施状況について意見交換し、今後の改善点を検討する小学校給食協議会を開催する予定としております。

今後とも安全でおいしい学校給食の実施に努力してまいりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） では、順次、再質問させていただきたいと思います。

まず、実績ですが、職員の出入りが1人あったということですが、3カ月間で1人。この3カ月間で1人、多いと判断されますか。少ないと判断されますか。どちらですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 多いか少ないかという判断でございますけど、直接は聞いておりませんが、この方につきましては、何か転勤があったからかわられたというふうに聞いておりますので、ちょっと多いか少ないかの判断は、今、私にはできません。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 壇上でも言いましたが、児童にとっては給食の先生なんですよ。先生がころころ入れかわるというのは、私は決していいことじゃないと。3カ月で1人とは、私は多いと思いますよ。転勤 学校でも転勤はあると思います。それは1年の単位でしか動きませんよね。指摘をしておきたいと思います。

それから、今回の質問に先立ちまして、12月9日に華城小学校を見学させていただきました。偽装請負の可能性はないかという観点と、それから要求水準書、これが守られているかという観点から見させていただきましたが、まず偽装請負に関してですが、3点ほど気づいた点を述べたいと思いますので、それに対する見解を示していただきたいと思います。

1点目ですが、食材の検収です。市が行う検収業務と、業者が行う検収済みの食材を受け取る業務。この2つがあります。これが同じところで、しかも同時進行で行われております。これは、非常に私は偽装請負の可能性が強いと思います。

それから2点目ですが、検収済みの食材を受け取る、学校栄養士が検収をしとる。同時進行と先ほど言いましたけれども、その間で会話をされとるわけですね。業者の方が、もしそれが責任者であれば、それは業務連絡ですからいいでしょうけども、どうも責任者じゃない方が業務連絡のような形で、学校栄養士と話をされとるということがありました。

それから3点目ですが、給食の引き渡し。業者が給食をつくります。それを今度、児童がとりに来ますね。そこで何ら区切りがなく、だーだーと仕事の流れておる。これもやはり偽装請負に当たると思うんですよ。

その点について、3点について見解を示してください。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まず、検収作業のことでございますけど、食材の検収作業が一つの部屋で学校栄養職員と調理業者の従業員が一緒に行っているがという御質問でございますけど、給食の食材が納入される場合には、学校栄養職員が品質、数量、温度、包

装状態等を確認して、委託業者へ引き渡しております。この作業が、いわゆる検収作業でございますけど、広さの関係で、御指摘のように学校栄養職員と委託業者が同じ部屋で作業をする状態になっております。

しかしながら、食材の品質等の確認は学校栄養士が行い、確認後に委託業者に食材を引き渡すこととしておりまして、この作業が同じ部屋で行われたとしても、双方がおのこの作業範囲を、この責任を自覚して作業を行っておりますので、偽装請負にはならないと考えております。

なお、検収等引き渡しの書類につきましては、よりわかりやすくするために様式の見直しを考えたいというふうに思っております。

それから、2点目でございますけど、引き渡しの際に学校栄養士が業者に声をかけているようだが、だれに声をかけているのかという質問だと思いますが、食材の受け渡しは学校栄養士が検収を終了した後、検収が終了したので引き渡しますとの声かけを行い、委託業者の責任者、または調理員に食材を渡しております。このように作業を行うことは、事前に学校栄養職員と委託業者の責任者で打ち合わせをしております、またこのことは業者の責任者から調理員に伝えてありますので、例えば、委託業者の調理員が食材を受け取ったとしても、偽装請負に当たることはないと考えております。

それから、3点目でございますけど、給食が出来上がった後、引き渡しの確認はどうなっているのかという御質問でございますけど、給食の引き渡しは調理終了後、各クラス別の食缶に給食を分けて、準備が完了したことを業務責任者が確認をすると同時に、学校栄養士が、準備が完了したことを確認をして、引き受けているところでございますけれども、御指摘のように引き渡しを明確にするためには、業務範囲を明確にする意味でも重要と思いますので、今後は受け取りの書類を作成して、ちゃんとしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） ここにあまり時間をかけたくないんですが、検収というのは業者から食材が入る、受け取る、それをいいかどうか判断をして専用の箱に入れますかね、入れて、そして業者に引き渡すというのが偽装請負にならないための流れです。今は、業者の方が箱に入れていますよ、食材を。これが、まず問題です。そこらをきっちりクリアせんといかんと思いますので。次の質問に入ります。

要求水準書の遵守状況ですけども、これ業者自身に関する指摘事項、これを6点ほどしたいと思います。

1点目ですが、専用の調理衣、服ですね、作業服等、これは調理衣、上と下があります、上下、それからエプロン、マスク、帽子と、及び履物を着用しなさいというふうに規定しておりますが、専用の調理衣、下のほうでしたけれども着用しておりませんでした。

それから2点目ですが、調理衣等及び履物は、各作業区分ごとに専用の物を着用するように規定しております。しかしながら、専用の調理衣を着用しておりませんでした。

それから3点目ですが、二次汚染を防ぐ目的で、ふきんの使用を禁止しております。しかしながら、ふきんを使用していました。

4点目、検収室とそれから倉庫。ここは汚染作業区域です。それと調理場、これは非汚染作業区域ですが、この間には扉があるんですが、倉庫側の扉は常に開放状態でありました。これは二次汚染の危険性があります。

それから5点目ですが、残食記録、食べ残しですね。これは学級別かつメニュー別に計量して記録するようになっていますが、学級別の記録がされておりました。

それから6点目ですが、加熱処理するものは中心温度を測定し、85度で1分以上加熱しなさいと、こうなっていますが、温度の記録はありますが時間の記録はありません。先ほど答弁がありましたが、きちりやっておられるというのですが、時間が短かったら、これは0157危ないですよ、というのが1点。

それから、市側の施設、設備に問題があるんですけれども、あるのであれば業者から、これではまずいですよという問題提起があっただけですが、それがなかったものが2点あります。

1点目ですが、二次汚染を防ぐ目的で食品と、それから調理用器具ですね。これは常に床面から60センチ以上のところに保管しなさいと、こういうふうになっています。しかしながら、60センチ以下のところに置いてあります。

2点目ですが、野菜などを洗浄する場所。これは、汚染作業区域です。しかしながら、華城小学校の場合は非汚染区域内で野菜の洗浄を行っております。これは二次汚染の可能性がります。

私は素人なんですけども、この素人の私が見ただけでも、これだけの指摘事項が出たわけなんですけども、これ、本当に衛生管理システムがうまく機能しているかなと、大変な疑問を持っているところがございます。調理従事者は一生懸命に働いていらっしゃいます。本当に申しわけないんですけども、皆さんには申しわけないんですが、果たして安心・安全な給食なのか心配になります。少なくとも、スタートした9月時点では守られていたことが、わずか3カ月で守られていない。こんなことで、安心・安全な給食を児童に提供していると言えるのでしょうか。

市教委の見解を聞きたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 質問の項目が多くございましたので、委託業者へ指導徹底しなければならない項目と、施設の改善に関する項目、そして要求水準書の表現方法の検討が必要なものの3つに分けてお答えしたいと思っております。

まず、調理の服装に関する事、それからドアが閉まらなかった、それから加熱時間の時間数が書類に記入されてなかった等につきましては、書類が明確に整理され保管されることなど、業者への指導と指示を徹底していきたいというふうに考えております。また、あわせて書類の様式もわかりやすく改めてまいりたいと思っております。

次の調理室の作業区分が明確でないということ、それと、食品と調理器具が床から60センチの高さに置かれてないということ、洗浄が非汚染地域で行われていたということに関しましては、何分施設の問題がございますので、このあたりにつきましては、現在の施設で可能な限り改善をしていきたいというふうに考えております。

それから、最後でございますけれども、ペーパータオルではなく ペーパータオルというお話とか、残食に関する提出書類が学級別になっていなかったということ等でございますけど、これにつきましては要求水準書で要求している表現が代表的な事柄を記述しておりまして、必ずしも市の意図が十分に表現されていない記述もございますので、この点に関しましては、双方がわかりやすい表現方法を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 基準に照らして、私が見ただけでも業者の問題で6項目は守られてないわけですよね。9月時点では守られていたであろうものが、3カ月間で崩れたと、これについてどう思われますか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほど、要求水準書の表現上の問題があるということを申しましたけど、例えば、調理作業中は、ふきんを使用せずペーパータオルを使用することは要求水準書に書いておりますけど、消毒作業、いわゆる調理に入る前の消毒作業につきましては、「消毒し、乾燥したふきんで次亜塩素酸による消毒を行い、消毒済みの乾燥したふきんに水を含ませ次亜塩素酸をふき取って、その後、ペーパータオルで水分をふき取りアルコール消毒を行うのが正しい」ということでございますので、このあたり、一元的にペーパータオルを使用するというふうな表現をしておりましたので、このあたり

については、こういう場合にはこういうことというふうに、わかりやすくやっていきたいと思えます。

それから、汚染地区と非汚染地区ということでございますけど、ドライシステム本体での改造を行っておりませんので、何分にも手狭の中で意識をしながらやっていくということでございますので、9月当初から悪くなったのではないかという御質問でございますけど、当初から改善すべきところは改善、工夫すべきところは工夫していくというふうな考え方でありませう。

それと、私ども当初につきましては、まずは安心して安全なおいしい給食ということのほうに着目しておりましたので、さまざまな御指摘を受けましたので、ドライ運用の調理につきまして、今後厳しく見ていって、指導すべきところは指導し、我々、わかりやすく書くべきところは、わかりやすく書いていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 私の質問に的確に答えられてないんですけども、9月時点では要求水準、これは守られていたのか。今になって思えば守られていなかった、どちらですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほど申しますように、例えば、60センチ以上の高さに置くということでございますけど……。

23番（藤本 和久君） それじゃない。6項目だけでいいです。業者の問題の点。

教育次長（山邊 勇君） 確実に私が理解しておりますのは、まずエプロンでございますけど、これにつきましてはドライ運用用のエプロンではなかったもので、御指摘を受けまして、すぐにドライ運用用のエプロンにしたものでございます。

ですから、御質問の9月の初めごろと今はどうかということでございますけど、私どもは改善されてきているというふうな認識をしております。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 最初はよかったのか、悪かったのか。悪かったものがよくなるとるんですか。よかったものが悪くなるとるんですか。どちらですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私は、いろいろ、うちの市の栄養士もずっと観察しておりますので、いろんな注意を行っております。私としては、個人としては、よくなってきているというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） では、私が先ほど6項目指摘したのは、当初から守れてなかったということですね。ちょっともう一回お伺いしますが、スタート時点では見られたでしょう。市教委として定期的に監査、私どもは監査という言葉を使うんですが、工程監査をされると思うんですが、何カ月ごとにされるんですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 給食センターの職員が事あるごとに行っているんですけど、決まった定期的に監査をするというふうなことは、私ども、今、決めておりません。やはり、そういうことも必要であるんじゃないかなと思いますので、今後、どのスパンでやっていけばいいのかというのは考えていきたいと思います。

それと、私も同行させていただきまして、内部ではわかりやすいというか、わかるような書類でございましたけど、やはり第三者が見られてもわかりやすい書類をつくるということも心がけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 時間がありませんので次に行きますけども、やはり私、見せてもらうとき、チェックシートを自分なりにつくって行ったんですけどね。工程監査するのであれば、チェックシートをきっちりつくって、それが守られているかどうかをチェックせんと、それは必ず抜けますよ。ぜひとも、そういう形で定期的に監査をしてください。

それから説明会ですが、松崎小学校での説明会の様子を、ある保護者から伺いました。基本コンセプトとして5項目を説明をし、学校給食の流れ、そして委託する業務の説明、そしてビデオを見ながらの説明があったようです。保護者の最初の質問は、「どうして民間委託するのですか」と。本当、至極当然の質問をされとるわけです。これを聞いていただければ、なぜやるかがわからないのです。基本コンセプト5項目をきっちりやろうと思えば、民間委託じゃなくて自校方式、直営が私は一番いいと思います。

改めて聞きますけども、民間委託の目的は何ですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 学校給食をどういうふうにしていくかということですが、これにつきましては平成13年に基本的な方針を出しているところでございます。これに至った経緯でございますけど、平成8年に0157が発生いたしまして、給食調理室をウエット方式からドライ方式にしなければというふうな通達 came たわけでございます。

現行の施設では、とてもドライシステムにはできないということで、13年の行政改革の中で、中学校給食をセンター方式で始める。そして、小学校給食につきましても、共同調理場という形の方針で進んできたわけでございます。それに基づきまして、給食調理員の退職不補充というの、この時点で決定したわけでございます。

それから、今後は、先ほどちょっと申しましたけど、たしか15年だったと思うんですけど、15年にドライ運用と、15年の3月にドライシステムではなくドライ運用でも可能であるというふうな国のほうの見解が出まして、それで、ドライ運用が可能であるものであれば、できるだけ現在の給食室を改造して自校でやっていこうという方針を検討いたしまして、平成18年4月にできるだけ自校方式でやっていこうというふうな考え方で方向転換したわけでございます。その経緯につきましては、行革の中で、また行革の考え方の中でお知らせをしてきたところでございます。

したがって、13年度から学校給食をどうするかという形の中で、この方法をとって一部委託と、これであれば安心して安全な給食が維持できるという判断のもとにずっと流れてきているわけでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） ちょっと私にはよく理解できないんですけども、ずばっと、私が言います、コストダウンですよね。コストダウンしかないんですよ。民間委託が計画されている学校に通う児童を持つ保護者から見たら、民間委託イコール教育水準の低下なんです。教育水準が低下する、それは思っと思うんですよ。多分、市教委も思っと思はずですよ。私も、そう思いますから。

じゃあ、この教育水準を下げることによって得たお金、これをどこに使うかをはっきり保護者に説明しないから理解が得られないんです。私は、そう思いますよ。ここは、やっぱり胸襟を開いて、本音を言って、保護者の理解をぜひとも得てもらいたいと思います。

先ほど、パブリックコメントをとったらどうかという話がありましたが、これについてどのようにお考えですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほど、ちょっと御説明いたしましたけど、学校給食のあり方につきましては、基本的な方針につきましては13年、また方向転換を自校方式という形で18年だったと思いますが、基本的な形につきましては、これはたまたま行革の中でお知らせをしているところでございます。これに従いまして、このたびの各学校の調理等一部業務委託につきましては、それぞれ、それに基づきまして施策を行っているという

ふうにとらえております。

したがいまして、その施策の実行に当たりましては、保護者会とかいろんなところの御説明をしながら、理解を得ながらやっていくということで、パブリックコメント制度はたしか19年ごろにつくったんだと思いますが、基本的な事項とか基本計画となっております。したがいまして、この施策の段階でございますので、説明会を一生懸命繰り返すという形でやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 給食を民間に出すというのは、ほんと基本的なことだと思うんですね。何でそのパブリックコメントをとることにちゅうちょされるんですか。とればいいじゃないですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほど、基本的な姿勢は行革の中で、その都度お知らせしておりますので、これは施策のほうだと思っておりますので、説明会等を一生懸命説明してまいりたいというふうに考えております。同じ答えで申しわけございません。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 時間がありません。次に移りますが、栄養士の件ですが、750食以上については管理栄養士を置くという市の独自の規定というのか、基準を設けられていますが、これは750食というのは、どこから来た数字ですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほどお答えいたしましたように、いろんな管理栄養士の設置につきましては、健康増進法なんですけど、健康増進法につきましては、管理栄養士の義務づけは給食施設にはございません。私どもといたしましては、まず学校栄養士がいる学校から一部委託を始めてまいりたいと思っておりました。その後、委託するに当たりまして、学校栄養士がいますけど、調理業務、いわゆる調理室につきましては、事業者の方の責任者がいるということで栄養士、または管理栄養士を置くべきだという基本方針をとって9月に臨んだわけでございます。

先ほど、お答えいたしましたように、さまざまな要件がございまして、もう一度管理栄養士について他市の状況とか管理栄養士の業務、いろんなことを考えまして、それでは食数によっては管理栄養士ではなくても、栄養士で十分に安全性が守れるんじゃないかという判断をいたしました。

それで、数字でございます。これは、いろんな数字がございます。1回300食、1日750食とか、1回500食、1日1500食とか、さまざまな数字がございます。その中で、私どもがいろんなことから考えて、1回750食というのを独自に決めたわけでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 健康増進法施行規則第8条で、特定給食施設のうち、1回300食または1日750食以上の食事を供給するものの設置者は、栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならない、ここから750食が出ると思うんですが、その前に1回300食というのがあるんですね。これについては、後日、同僚議員が質問すると思いますので、そこにゆだねます。

技能の伝承ですが、同じ食材、同じ調味料を使っても微妙に味が違うのは、だれしもが知るところでございます。食事を提供する施設では、特に、この料理人というのは大事にします。その大事にすべき料理人が3年ないしは5年で入れかわる、今のこの制度は、私は非常に問題だと思うんですが、調理技能の伝承の観点からすれば、もっと延ばすのがいいか、私はむしろやるべきではないという考えがあるんですけど、そこら、3年ごと、5年ごとにかかわることについて、どのように思われていますか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 委託するに当たって、3年か5年かというさまざまな考え方があろうと思うんですけど、先ほど私は一つだけ言い漏らしていたんですけど、もちろん、経済的な面もございまして、一部委託につきましては、それもございまして。私はやはり、一定の期間置いて競争性を持たせて、よりいいものをとということを考えておりますので、両方の考え方があろうと思いますが、やはり3年ないし5年で募集をかけていくのが一番いいんじゃないかなと思っております。いろんな考え方があろうと思いますが。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 学校給食法に学校給食の目的ということが4項目挙げられていますが、これをちゃんとやろうと思えば、私は今の現行制度の民間委託では無理があるというふうに思います。今からでも遅くはありませんので、直営にすべきだということを要望しておきます。

論語に、「過ちては、すなわち改むるにはばかりることなかれ」というのがあります。過ちは素直に認めて、認めることにちゅうちょしてはならないということを申し上げます。

て、質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、23番、藤本議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後3時 6分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年12月16日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 根 祐 二

防府市議会議員 土 井 章